

改

正

後

(172 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

分割等による売上金額の区分に関する届出書

※整理番号

※通達/ル-7整理番号

提出法人
☐ ☐ 単連体結法親人法人
納税地
(フリガナ)
法人名等
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目

〒
電話() -
〒
業

連
結
子
法
人

(フリガナ)
法人名等
本店又は主たる事務所の所在地
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目

〒
電話() -
〒
業

※
税
務
署
処
理
欄

整理番号
部 門
決 算 期
業種番号
整 理 簿
回 付 先
☐ 親署 ⇒ 子署
☐ 子署 ⇒ 調査課

分割等による売上金額の区分について
租税特別措置法施行令〔第27条の4第20項
第39条の39第19項〕の規定により下記のとおり届け出ます。
記

分割法人等又は
分割承継法人等

法人名等
納税地等
代表者氏名

分 割 等 の 年 月 日 年 月 日

分割法人等の分割等
の日を含む事業年度
又は連結事業年度開
始の日前3年以内に
開始した各事業年度
又は各連結事業年度
の売上金額及び移転
売上金額

売上金額
移転売上金額

円
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名 押 印

※税務署
処理欄 部 門 決 算 期 業 種 番 号 番 号 整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認 印

27.06改正

(規格A4)

改

正

前

(157 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

分割等による売上金額の区分に関する届出書

※整理番号

※通達/ル-7整理番号

提出法人
☐ ☐ 単連体結法親人法人
(フリガナ)
法人名等
納税地
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目

〒
電話() -
〒
業

連
結
子
法
人

(フリガナ)
法人名等
本店又は主たる事務所の所在地
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目

〒
電話() -
〒
業

※
税
務
署
処
理
欄

整理番号
部 門
決 算 期
業種番号
整 理 簿
回 付 先
☐ 親署 ⇒ 子署
☐ 子署 ⇒ 調査課

分割等による売上金額の区分について
租税特別措置法施行令〔第27条の4第23項
第39条の39第28項〕の規定により下記のとおり届け出ます。
記

分割法人等又は
分割承継法人等

法人名等
納税地等
代表者氏名

分 割 等 の 年 月 日 年 月 日

分割法人等の分割等
の日を含む事業年度
又は連結事業年度開
始の日前3年以内に
開始した各事業年度
又は各連結事業年度
の売上金額及び移転
売上金額

売上金額
移転売上金額

円
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名 押 印

※税務署
処理欄 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認 印

22.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
(172 分割等による売上金額の区分に関する届出書) 分割等による売上金額の区分に関する届出書の記載要領等 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。)又は分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。)である場合における租税特別措置法施行令第27条の4第17項又は第39条の39第16項の金額の計算方法について、第27条の4第20項又は第39条の39第19項の規定により分割法人等が各事業年度又は各連結事業年度の売上金額を移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)に係る売上金額と当該移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分しようとする場合に使用してください。 (注)この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。 2 この届出書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。 4 届出書の各欄は、次により記載します。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「<u>納税地</u>」、「<u>法人名等</u>」、「<u>法人番号</u>」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先(分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいいます。)の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (4)「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。 (5)「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額(移転事業に係る売上金額をいいます。)をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (6)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)「※」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(157 分割等による売上金額の区分に関する届出書) 分割等による売上金額の区分に関する届出書の記載要領等 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。)又は分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。)である場合における租税特別措置法施行令第27条の4第20項又は第39条の39第25項の金額の計算方法について、第27条の4第23項又は第39条の39第28項の規定により分割法人等が各事業年度又は各連結事業年度の売上金額を移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)に係る売上金額と当該移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分しようとする場合に使用してください。 (注)この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。 2 この届出書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。 4 届出書の各欄は、次により記載します。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「<u>法人名等</u>」、「<u>納税地</u>」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先(分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいいます。)の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (4)「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。 (5)「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額(移転事業に係る売上金額をいいます。)をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (6)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)「※」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(173 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書

※整理番号

※連絡ダイヤル整理番号

提出法人
(フリガナ)
□□ 法人名等
単連
体結
法親
人法人
平成 年 月 日
税務署長殿

代表者氏名
代表者住所
事業種目

連
結
子
法
人
(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)

(フリガナ)
法人名等
本店又は主たる事務所の所在地
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目

※
税
務
署
処
理
欄
整理番号
部 門
決 算 期
業種番号
整 理 簿
回 付 先
□ 親署 ⇒ 子署
□ 子署 ⇒ 調査課

分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法について、
平成27年改正前の租税特別措置法施行令 第29条の2第5項 第39条の61第5項 の規定により下記のとおり申請します。
記

分割承継法人等

法人名等
納税地等
代表者氏名

分割等の年月日 年 月 日

移転事業及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額 円

分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員

資 産
人 員

認定を受けようとする合理的な方法
(その他参考となるべき事項)

添 付 書 類

税 理 士 署 名 押 印

※税務署
処理欄
部門
決算
期
業種
番号
整理
簿
備考
通信日付印
年 月 日
確認
印

27.06改正

(規格A4)

改正前

(158 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書

※整理番号

※連絡ダイヤル整理番号

提出法人
(フリガナ)
□□ 法人名等
単連
体結
法親
人法人
平成 年 月 日
税務署長殿

代表者氏名
代表者住所
事業種目

連
結
子
法
人
(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)

(フリガナ)
法人名等
本店又は主たる事務所の所在地
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目

※
税
務
署
処
理
欄
整理番号
部 門
決 算 期
業種番号
整 理 簿
回 付 先
□ 親署 ⇒ 子署
□ 子署 ⇒ 調査課

分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法について、
租税特別措置法施行令 第29条の2第5項 第39条の61第5項 の規定により下記のとおり申請します。
記

分割承継法人等

法人名等
納税地等
代表者氏名

分割等の年月日 年 月 日

移転事業及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額 円

分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員

資 産
人 員

認定を受けようとする合理的な方法
(その他参考となるべき事項)

添 付 書 類

税 理 士 署 名 押 印

※税務署
処理欄
部門
決算
期
業種
番号
整理
簿
備考
通信日付印
年 月 日
確認
印

25.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
(173 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書)	(158 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書)
分割等による移転支援事業所取引金額の 合計額の計算方法の認定申請書の記載要領等 1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における平成 27 年改正前の租税特別措置法施行令第 29 条の 2 第 2 項又は第 39 条の 61 第 2 項の金額の計算方法について、第 29 条の 2 第 5 項又は第 39 条の 61 第 5 項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。 2 この申請書は、分割等の日以後 2 月以内に提出してください。 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。 4 申請書の各欄は、次により記載します。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。 (4) 「移転事業及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (5) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が平成 27 年改正前の租税特別措置法施行規則第 20 条の 18 第 2 項第 5 号又は第 22 条の 39 第 2 項第 6 号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。 (6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8) 「※」欄は、記載しないでください。 5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。 6 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 ○ 「分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書」の提出 <u>税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転支援事業所取引金額の合計額に基づいて、平成 27 年改正前の租税特別措置法施行令第 29 条の 2 第 5 項又は第 39 条の 61 第 5 項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書」を分割等の日以後 2 月以内に提出する必要があります。</u>	分割等による移転支援事業所取引金額の 合計額の計算方法の認定申請書の記載要領等 1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における租税特別措置法施行令第 29 条の 2 第 2 項又は第 39 条の 61 第 2 項の金額の計算方法について、第 29 条の 2 第 5 項又は第 39 条の 61 第 5 項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。 2 この申請書は、分割等の日以後 2 月以内に提出してください。 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。 4 申請書の各欄は、次により記載します。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。 (4) 「移転事業及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (5) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が租税特別措置法施行規則第 20 条の 18 第 2 項第 5 号又は第 22 条の 39 第 2 項第 6 号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。 (6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8) 「※」欄は、記載しないでください。 5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。 6 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 <u>(追 加)</u>

改 正 後	改 正 前					
(174 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書)	(159 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書)					
納税地 法人名等 代表者名 殿 法第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 ㊟ 分割等による移転支援事業所取引金額 の合計額の計算方法の認定通知書 貴法人から平成 年 月 日付で申請があった分割等による移転支援事業所 取引金額の合計額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。 記 <table><tr><td>申請の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名等</td><td></td></tr></table> 認定 した 計 算 方 法 (処分の理由) (注) この通知は、分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法を認定したものです。 なお、当該計算方法により算定した移転支援事業所取引金額の合計額に基づいて、平成 27 年改 正前の租税特別措置法施行令第 29 条の 2 第 5 項又は第 39 条の 61 第 5 項の規定の適用を受ける場 合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等 の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による支援事業所取引金額の合計額の 区分に関する届出書」を分割等の日以後 2 月以内に提出する必要があります。 この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。 27.06 改正 納税地 法人名等 代表者名 殿 法第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財務事務官 ㊟ 分割等による移転支援事業所取引金額 の合計額の計算方法の認定通知書 貴法人から平成 年 月 日付で申請があった分割等による移転支援事業所 取引金額の合計額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。 記 <table><tr><td>申請の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名等</td><td></td></tr></table> 認定 した 計 算 方 法 (処分の理由) この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。 24.12 改正	申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等		申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等					
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等					

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改正後

(175 分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書)

分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書

※整理番号

※連絡先・メールアドレス

税務署受付印

提出法人
(フリガナ)
法人名等
単連
体結
法親
人法
人
平成 年 月 日
税務署長殿
代表者氏名
代表者住所
事業種目

※税務署処理欄

整理番号
部門
決算期
業種番号
整理簿
回付先
親署⇒子署
子署⇒調査課

連
結
子
法
人
(届出対象が連結子法人である場合に限り記載)

(フリガナ)
法人名等
本店又は主たる事務所の所在地
電話() -
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目

分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分について
平成27年改正前の租税特別措置法施行令〔第29条の2第5項
第39条の61第5項
記〕の規定により下記のとおり届け出ます。
分割法人等又は分割承継法人等
法人名等
納税地等
代表者氏名
分割等の年月日
分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額
(その他参考となるべき事項)
税理士署名押印
※税務署処理欄
部門
決算期
業種番号
整理簿
備考
通信日付印
年月日
確認印

(規格A4)

改正前

(160 分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書)

分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書

※整理番号

※連絡先・メールアドレス

税務署受付印

提出法人
(フリガナ)
法人名等
単連
体結
法親
人法
人
平成 年 月 日
税務署長殿
代表者氏名
代表者住所
事業種目

※税務署処理欄

整理番号
部門
決算期
業種番号
整理簿
回付先
親署⇒子署
子署⇒調査課

連
結
子
法
人
(届出対象が連結子法人である場合に限り記載)

(フリガナ)
法人名等
本店又は主たる事務所の所在地
電話() -
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目

分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分について
租税特別措置法施行令〔第29条の2第5項
第39条の61第5項
記〕の規定により下記のとおり届け出ます。
分割法人等又は分割承継法人等
法人名等
納税地等
代表者氏名
分割等の年月日
分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額
(その他参考となるべき事項)
税理士署名押印
※税務署処理欄
部門
決算期
業種番号
整理簿
備考
通信日付印
年月日
確認印

(規格A4)

27. 06 改正

25. 06 改正

改 正 後	改 正 前
(175) 分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書 分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書の記載要領等 1 この届出書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における平成 27 年改正前の租税特別措置法施行令第29条の2第2項又は第39条の61第2項の金額の計算方法について、第29条の2第5項又は第39条の61第5項の規定により分割法人等が各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額を移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）に係る支援事業所取引金額の合計額と当該移転事業以外の事業に係る支援事業所取引金額の合計額とに区分しようとする場合に使用してください。 （注）この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。 2 この届出書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。 4 届出書の各欄は、次により記載します。 （1）「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 （2）「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 （3）「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 （4）「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。 （5）「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額（移転事業に係る支援事業所取引金額の合計額をいいます。）をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 （6）「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 （7）「※」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(160) 分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書 分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書の記載要領等 1 この届出書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における租税特別措置法施行令第29条の2第2項又は第39条の61第2項の金額の計算方法について、第29条の2第5項又は第39条の61第5項の規定により分割法人等が各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額を移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）に係る支援事業所取引金額の合計額と当該移転事業以外の事業に係る支援事業所取引金額の合計額とに区分しようとする場合に使用してください。 （注）この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。 2 この届出書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。 4 届出書の各欄は、次により記載します。 （1）「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 （2）「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 （3）「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 （4）「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。 （5）「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額（移転事業に係る支援事業所取引金額の合計額をいいます。）をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 （6）「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 （7）「※」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後																				改正前																																																											
(176 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)																																								(161 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)																																							
税務署受付印 適格分割等による海外投資等 損失準備金の損金算入に関する 届出書及び提出書類の届出書 ※整理番号 ※電話/ファクス 提出法人 納税地 電話() - (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目 平成 年 月 日 税務署長殿																				税務署受付印 適格分割等による海外投資等 損失準備金の損金算入に関する 届出書及び提出書類の届出書 ※整理番号 ※電話/ファクス 提出法人 (フリガナ) 法人名等 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目 平成 年 月 日 税務署長殿																																																											
連 届出の対象が連子法人である場合に限り記載 (フリガナ) 法人名等 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目 ※ 税務署 処理欄 整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 ☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課																				連 届出の対象が連子法人である場合に限り記載 (フリガナ) 法人名等 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目 ※ 税務署 処理欄 整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 ☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課																																																											
適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条第10項・第68条の43第9項及び、租税特別措置法施行令第32条の2第9項・第39条の72第6項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。																																																																															
記																																																																															
適格分割等に 係る分割承継法人等																				法人名等																																																											
																				納税地																																																											
																				代表者氏名																																																											
適格分割等の日																				年 月 日																																																											
特定法人の名称																																																																															
積立金額																				円																																																											
添付明細(別表等)																																																																															
その他参考となるべき事項																																																																															
提出書類(認定書等)																																																																															
税理士署名押印																				㊞																																																											
※税務署 処理欄																				部門																																																											
決算期																				業種番号																																																											
重畳																				整理簿																																																											
備考																				通信日付印																																																											
年 月 日																				確認印																																																											
27.06改正																																																																															

改正前																				(規格A4)																			
(161 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)																																							
税務署受付印 適格分割等による海外投資等 損失準備金の損金算入に関する 届出書及び提出書類の届出書 ※整理番号 ※電話/ファクス 提出法人 (フリガナ) 法人名等 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目 平成 年 月 日 税務署長殿																				税務署受付印 適格分割等による海外投資等 損失準備金の損金算入に関する 届出書及び提出書類の届出書 ※整理番号 ※電話/ファクス 提出法人 (フリガナ) 法人名等 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目 平成 年 月 日 税務署長殿																			
連 届出の対象が連子法人である場合に限り記載 (フリガナ) 法人名等 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目 ※ 税務署 処理欄 整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 ☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課																				連 届出の対象が連子法人である場合に限り記載 (フリガナ) 法人名等 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目 ※ 税務署 処理欄 整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 ☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課																			
適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条第10項・第68条の43第9項及び、租税特別措置法施行令第32条の2第9項・第39条の72第6項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。																																							
記																																							
適格分割等に 係る分割承継法人等																				法人名等																			
																				納税地																			
																				代表者氏名																			
適格分割等の日																				年 月 日																			
特定法人の名称																																							
積立金額																				円																			
添付明細(別表等)																																							
その他参考となるべき事項																																							
提出書類(認定書等)																																							
税理士署名押印																				㊞																			
※税務署 処理欄																				部門																			
決算期																				業種番号																			
整理簿																				備考																			
通信日付印																				年 月 日																			
確認印																																							
26.06改正																																							

改 正 後	改 正 前
(176) 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書) 適 格 分 割 等 に よ る 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 損 金 算 入 に 関 す る 届 出 書 及 び 提 出 書 類 の 届 出 書 の 記 載 要 領 等 1 この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第55条第2項第6号・第68条の43第2項第6号の特定株式等を移転する場合において、措置法第55条第10項・第68条の43第9項及び措置法施行令第32条の2第9項・第39条の72第6項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出及び書類の提出をする場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「<u>納税地</u>」、「<u>法人名等</u>」、「<u>法人番号</u>」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第55条第9項・第68条の43第8項に規定する適格分割等の日を記載してください。 (5) 「特定法人の名称」の欄は、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第55条第1項各号・第68条の43第1項各号に掲げる法人を記載してください。 (6) 「積立金額」欄は、措置法第55条第9項・第68条の43第8項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。 (7) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十二（一）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (8) 「提出書類（認定書等）」欄は、措置法施行規則第21条第7項・第22条の45第5項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。 (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(161) 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書) 適 格 分 割 等 に よ る 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 損 金 算 入 に 関 す る 届 出 書 及 び 提 出 書 類 の 届 出 書 の 記 載 要 領 等 1 この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第55条第2項第6号・第68条の43第2項第6号の特定株式等を移転する場合において、措置法第55条第10項・第68条の43第9項及び措置法施行令第32条の2第9項・第39条の72第6項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出及び書類の提出をする場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「<u>法人名等</u>」、「<u>納税地</u>」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第55条第9項・第68条の43第8項に規定する適格分割等の日を記載してください。 (5) 「特定法人の名称」の欄は、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第55条第1項各号・第68条の43第1項各号に掲げる法人を記載してください。 (6) 「積立金額」欄は、措置法第55条第9項・第68条の43第8項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。 (7) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十二（一）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (8) 「提出書類（認定書等）」欄は、措置法施行規則第21条第7項・第22条の45第5項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。 (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後																							改 正 前																																																																				
(177 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書)																																														(162 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書)																																													
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿																							※整理番号 ※経年/期別 提出法人 納 税 地 電話() - 単 連 体 結 法 親 人 法 人 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目 業																							税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿																							※整理番号 ※経年/期別 提出法人 (フリガナ) 法 人 名 等 納 税 地 電話() - 単 連 体 結 法 親 人 法 人 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目 業																						
連 結 子 法 人 届出の対象が連結子法人である場合に限り記載 (フリガナ) 法 人 名 等 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目 業																							※ 整理番号 部 門 決 算 期 業種番号 整 理 簿 回 付 先 親署 ⇒ 子署 子署 ⇒ 調査課																							連 結 子 法 人 届出の対象が連結子法人である場合に限り記載 (フリガナ) 法 人 名 等 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目 業																							※ 整理番号 部 門 決 算 期 業種番号 整 理 簿 回 付 先 親署 ⇒ 子署 子署 ⇒ 調査課																						
適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条の2第5項・第68条の43の2第6項の規定により下記のとおり届出を行います。																																																																																											
記																																																																																											
適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等																							法 人 名 等																																																																				
納 税 地																																																																																											
代 表 者 氏 名																																																																																											
適 格 分 割 等 の 日																							年 月 日																																																																				
投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 の 名 称																																																																																											
積 立 金 額																							円																																																																				
添 付 明 細 (別 表 等)																																																																																											
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項																																																																																											
添 付 書 類 (契 約 書 等)																																																																																											
税 理 士 署 名 押 印																							㊟																																																																				
※税務署 部 門 決 算 期 業 種 番 号 番 号 整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認 印																																																																																											
27.06改正																																																																																											

改 正 前																							改 正 後																																																																				
(162 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書)																																																																																											
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿																							※整理番号 ※経年/期別 提出法人 (フリガナ) 法 人 名 等 納 税 地 電話() - 単 連 体 結 法 親 人 法 人 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目 業																							税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿																							※整理番号 ※経年/期別 提出法人 法 人 名 等 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目 業																						
連 結 子 法 人 届出の対象が連結子法人である場合に限り記載 (フリガナ) 法 人 名 等 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目 業																							※ 整理番号 部 門 決 算 期 業種番号 整 理 簿 回 付 先 親署 ⇒ 子署 子署 ⇒ 調査課																							連 結 子 法 人 届出の対象が連結子法人である場合に限り記載 (フリガナ) 法 人 名 等 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 事 業 種 目 業																							※ 整理番号 部 門 決 算 期 業種番号 整 理 簿 回 付 先 親署 ⇒ 子署 子署 ⇒ 調査課																						
適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条の2第5項・第68条の43の2第6項の規定により下記のとおり届出を行います。																																																																																											
記																																																																																											
適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等																							法 人 名 等																																																																				
納 税 地																																																																																											
代 表 者 氏 名																																																																																											
適 格 分 割 等 の 日																							年 月 日																																																																				
投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 の 名 称																																																																																											
積 立 金 額																							円																																																																				
添 付 明 細 (別 表 等)																																																																																											
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項																																																																																											
添 付 書 類 (契 約 書 等)																																																																																											
税 理 士 署 名 押 印																							㊟																																																																				
※税務署 部 門 決 算 期 業 種 番 号 番 号 整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認 印																																																																																											
26.06																																																																																											

改 正 後	改 正 前
(177 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書) 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の 損金算入に関する届出書の記載要領等 1 この届出書は、青色申告書を提出する単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 55 条の 2 第 4 項・第 68 条の 43 の 2 第 5 項に規定する株式の全部を適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する場合において、措置法第 55 条の 2 第 5 項・第 68 条の 43 の 2 第 6 項の規定により、新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出をする場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「<u>納税地</u>」、「<u>法人名等</u>」、「<u>法人番号</u>」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等の日を記載してください。 (5) 「投資事業有限責任組合の名称」の欄には、措置法第 55 条の 2 第 1 項・第 68 条の 43 の 2 第 1 項に掲げる投資事業有限責任組合を記載してください。 (6) 「積立金額」欄には、措置法第 55 条の 2 第 4 項・第 68 条の 43 の 2 第 5 項に規定する新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた金額を記載してください。 (7) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(二)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (8) 「添付書類（契約書等）」欄については、措置法施行規則第 21 条の 2 第 5 項・第 22 条の 46 第 5 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。 (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(162 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する届出書) 適格分割等による新事業開拓事業者投資損失準備金の 損金算入に関する届出書の記載要領等 1 この届出書は、青色申告書を提出する単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 55 条の 2 第 4 項・第 68 条の 43 の 2 第 5 項に規定する株式の全部を適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に移転する場合において、措置法第 55 条の 2 第 5 項・第 68 条の 43 の 2 第 6 項の規定により、新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出をする場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「<u>法人名等</u>」、「<u>納税地</u>」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等の日を記載してください。 (5) 「投資事業有限責任組合の名称」の欄には、措置法第 55 条の 2 第 1 項・第 68 条の 43 の 2 第 1 項に掲げる投資事業有限責任組合を記載してください。 (6) 「積立金額」欄には、措置法第 55 条の 2 第 4 項・第 68 条の 43 の 2 第 5 項に規定する新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた金額を記載してください。 (7) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(二)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (8) 「添付書類（契約書等）」欄については、措置法施行規則第 21 条の 2 第 5 項・第 22 条の 46 第 5 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。 (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後										改 正 前																													
(163 分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算方法の認定申請書)																				(163 分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算方法の認定申請書)																			
(廃 止)																				分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算方法の認定申請書										※整理番号									
																				税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿										電出法人		(フリガナ)				※整理番号			
																														☐ 法人名等									
																														単連		納税地		〒					
																														体結		(フリガナ)							
																														法親		代表者氏名				⑩			
																				法人		代表者住所		〒															
																						事業種目				業													
																				連		(フリガナ)				※		整理番号											
																				結		法人名等				税		部 門											
子		本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署)		務		決 算 期																															
法		(フリガナ)				署		業 種 番 号																															
人		代表者氏名				処		整 理 簿																															
		代表者住所		〒		欄		回 付 先		☐ 親署 ⇒ 子署																													
		事業種目		業						☐ 子署 ⇒ 調査課																													
分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算について、 旧租税特別措置法施行令〔第33条第4項 第39条の78第3項〕の規定により下記のとおり申請します。 記																																							
分割承継法人										法人名等																													
										納税地																													
										代表者氏名																													
分割型分割の日										年 月 日																													
分割型分割により分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買い戻すこととなった特定電子計算機の種類										分割承継法人に移転する事業																													
分割承継法人が特定電子計算機の買戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員										特定電子計算機の種類																													
認定を受けようとする合理的な方法										資 産																													
(その他参考となるべき事項)										人 員		人																											
添 付 書 類																																							
税 理 士 署 名 押 印										⑩																													
※税務署 処理欄		部門		決算 期		業種 番号		整理 簿		備考		通信日付印		年 月 日		確認 印																							

22.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
(163 分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算方法の認定申請書) (廃 止)	(163 分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算方法の認定申請書) 分割型分割による特別買戻損失の発生割合の 計 算 方 法 の 認 定 申 請 書 の 記 載 要 領 等 1 この申請書は、製造業者等（旧租税特別措置法（以下「旧措置法」といいます。）第 57 条第 1 項・第 68 条の 50 第 1 項に規定する法人をいいます。）が単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人で、分割型分割に係る分割法人又は分割承継法人である場合において、当該分割型分割の日を含む事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における特別買戻損失の発生割合の計算について、旧措置法施行令第 33 条第 4 項・第 39 条の 78 第 3 項の規定により分割法人が税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。 2 この申請書は、分割型分割の日以後 2 月以内に提出してください。 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。 4 申請書の各欄は、次により記載します。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「分割承継法人」の各欄には、分割承継法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4) 「分割型分割の年月日」欄には、分割型分割の年月日を記載してください。 (5) 「分割型分割により分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買い戻すこととなった特定電子計算機の種類」の各欄には、分割型分割により分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買い戻すこととなった旧措置法施行令第 33 条第 4 項・第 39 条の 78 第 3 項の特定電子計算機の種類をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (6) 「分割承継法人が特定電子計算機の買戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人が特定電子計算機の買戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (7) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (8) 「添付書類」欄には、分割計画書又は分割契約書の写し等を記載し、当該計画書等を添付してください。 (9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10) 「※」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後				改正前																	
(164 分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額の計算に係る届出書)				(164 分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額の計算に係る届出書)																	
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿				分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額の計算に係る届出書												※整理番号					
				提出法人 (フリガナ) ☐☐ 法人名等 単連体結法親人法人 納税地 〒 代表者氏名 (フリガナ) 代表者住所 〒 事業種目												※副署/承認印					
				連 結 子 法 人	(フリガナ)												※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号			
					法人名等													部 門			
					本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署)											決 算 期			
					(フリガナ)													業 種 番 号			
代表者氏名												整 理 簿									
代表者住所		〒										回 付 先		☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課							
事業種目		業																			
分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額について、 旧租税特別措置法施行令 $\left(\begin{matrix} \text{第 33 条第 4 項} \\ \text{第 39 条の 78 第 3 項} \end{matrix} \right)$ の規定により下記のとおり届け出ます。 記																					
分割法人又は 分割承継法人		法人名等																			
		納税地																			
		代表者氏名																			
分割型分割の日				年 月 日																	
分割法人の分割型分割の日を含む事業年度開始の日の6年前の日の前日から当該分割型分割の日の前日までの間に開始した各事業年度の特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額並びに移転収入金額及び移転買戻金額																					
事業年度	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:				
特約付販売による収入金額	円		円		円		円		円		円		円		円		円				
特約付販売に係る買戻価額																					
移転収入金額																					
移転買戻金額																					
(その他参考となるべき事項)																					
税 理 士 署 名 押 印				㊟																	
※税務署 処理欄	部門		決算 期		業種 番号		整理 簿		備考		通信日付印	年 月 日	確認 印								

22.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
(164 分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額の計算に係る届出書) (廃 止)	(164 分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額の計算に係る届出書) 分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額の計算に係る届出書の記載要領等 1 この届出書は、製造業者等（旧租税特別措置法（以下「旧措置法」といいます。）第 57 条第 1 項・第 68 条の 50 第 1 項に規定する法人をいいます。）が単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人で、分割型分割に係る分割法人又は分割承継法人である場合において、旧措置法施行令第 33 条第 4 項・第 39 条の 78 第 3 項の規定により、当該分割法人及び当該分割承継法人の当該分割型分割の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までの間に開始した各事業年度又は各連結事業年度における特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額について同項の規定の適用を受ける旨の届出をする場合に使用してください。 2 この届出書は、分割型分割の日以後 2 月以内に提出してください。 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 4 届出書の各欄は、次により記載します。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「分割法人等又は分割承継法人」の各欄には、相手先（分割承継法人にあっては分割法人等を、分割法人にあっては分割承継法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4) 「分割型分割の年月日」欄には、分割型分割の年月日を記載してください。 (5) 「分割法人の分割型分割の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の 6 年前の日の前日から当該分割型分割の日の前日までの間に開始した各事業年度又は各連結事業年度の特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額並びに移転収入金額及び移転買戻金額」の各欄には、分割法人の分割型分割の日を含む事業年度又は各連結事業年度開始の日の 6 年前の日の前日から当該分割型分割の日の前日までの間に開始した各事業年度又は各連結事業年度の特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額並びに移転収入金額及び移転買戻金額をそれぞれ記載してください。 (6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7) 「※」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改

正

後

(178 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

提出法人

☐ ☐ 納 税 地

(フリガナ)

法 人 名 等

法 人 番 号

(フリガナ)

代 表 者 氏 名

代 表 者 住 所

事 業 種 目

〒

〒

業

※整理番号

※経/年/月/日

連 結 子 法 人

(フリガナ)

法 人 名 等

本店又は主たる事務所の所在地

(フリガナ)

代 表 者 氏 名

代 表 者 住 所

事 業 種 目

※ 税 務 署 処 理 欄

※ 整 理 番 号

部 門

決 算 期

業 種 番 号

整 理 簿

回 付 先

☐ 親署 ⇒ 子署

☐ 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）

第65条の8第2項

第68条の79第3項

の規定による適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額

円

当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容

種 類

構 造

規 模

価 額

所在地

買 換 資 産 の 取 得 予 定 年 月 日

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

(設定期間の延長を必要とする理由)

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名 押 印

㊞

※税務署 部 門

決 算 期

業 種 番 号

番 号

整 理 簿

備 考

通 信 日 付 印

年 月 日

確 認 印

27.06改正

（規格A4）

改

正

前

(165 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

提出法人

☐ ☐ 法 人 名 等

(フリガナ)

納 税 地

(フリガナ)

代 表 者 氏 名

代 表 者 住 所

事 業 種 目

〒

〒

業

※整理番号

※経/年/月/日

連 結 子 法 人

(フリガナ)

法 人 名 等

本店又は主たる事務所の所在地

(フリガナ)

代 表 者 氏 名

代 表 者 住 所

事 業 種 目

※ 税 務 署 処 理 欄

※ 整 理 番 号

部 門

決 算 期

業 種 番 号

整 理 簿

回 付 先

☐ 親署 ⇒ 子署

☐ 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）

第65条の8第2項

第68条の79第3項

又は、阪神・淡路大震災の被災者等に係る

国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）

第21条第2項

第26条の6第3項

の規定による適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項又は震災特例法第21条第2項・第26条の6第3項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額

円

当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容

種 類

構 造

規 模

価 額

所在地

買 換 資 産 の 取 得 予 定 年 月 日

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

・ ・

(設定期間の延長を必要とする理由)

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名 押 印

㊞

※税務署 部 門

決 算 期

業 種 番 号

整 理 簿

備 考

通 信 日 付 印

年 月 日

確 認 印

22.06改正

（規格A4）

改 正 後	改 正 前
(178 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書) 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等 1 この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、対象期間内に租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の8第1項・第68条の79第1項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度において適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。)を行う場合において、措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)において当該適格分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日以後1年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。 2 この申請書は、適格分割等の日以後2月以内に提出する必要があります。 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「<u>納税地</u>」、「<u>法人名等</u>」、「<u>法人番号</u>」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額」欄には、措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額を記載してください。 (4)「当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄 イ「種類」欄には、取得予定資産の種類(土地、建物、構築物、機械及び装置等の別)を記載してください。 ロ「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。 (5)「買換資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。 (6)「認定を受けようとする年月日」欄には、措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。 (7)「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。 (8)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9)「※」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(165 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書) 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等 1 この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、対象期間内に租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の8第1項・第68条の79第1項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第21条第1項・第26条の6第1項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度において適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。)を行う場合において、措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項又は震災特例法第21条第2項・第26条の6第3項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)において当該適格分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日以後1年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。 2 この申請書は、適格分割等の日以後2月以内に提出する必要があります。 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「<u>法人名等</u>」、「<u>納税地</u>」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項又は震災特例法第21条第2項・第26条の6第3項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額」欄には、措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項又は震災特例法第21条第2項・第26条の6第3項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額を記載してください。 (4)「当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄 イ「種類」欄には、取得予定資産の種類(土地、建物、構築物、機械及び装置等の別)を記載してください。 ロ「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。 (5)「買換資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。 (6)「認定を受けようとする年月日」欄には、措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項又は震災特例法第21条第2項・第26条の6第3項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。 (7)「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項又は震災特例法第21条第2項・第26条の6第3項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。 (8)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9)「※」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

	改	正	後						
(179 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)									
適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別 勘定を設けた場合において指定期間内に資産の 取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書									
※整理番号									
※監査・調査									
税務署受付印									
平成 年 月 日									
納税地									
電話() -									
(フリガナ)									
法人名等									
法人番号									
(フリガナ)									
代表者氏名									
代表者住所									
事業種目									
業									
連									
(フリガナ)									
法人名等									
本店又は主たる事務所の所在地									
電話() -									
(フリガナ)									
代表者氏名									
代表者住所									
事業種目									
業									
※整理番号									
部 門									
決 算 期									
業 種 番 号									
整 理 簿									
回 付 先									
□ 親署 ⇒ 子署									
□ 子署 ⇒ 調査課									
適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について、 租税特別措置法施行令（第39条の7第35項 第39条の106第29項） の規定により下記のとおり申請します。 記									
申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額									
円									
取得する予定の買換資産の内容									
種 類									
構 造									
規 模 (土地等にあってはその面積)									
取 得 価 額									
円 円 円 円									
取得予定年月日									
.									
(やむを得ない事情の詳細)									
認 定 を 受 け よ う と す る 日									
年 月 日									
(その他参考となるべき事項)									
税 理 士 署 名 押 印									
⑤									
※税務署 処理欄									
部 門									
決 算 期									
業 種 番 号									
査 量									
整 理 簿									
備 考									
通信 日付印									
年 月									
確 認 印									

規 格 A 4

27.06改正

改		正		前																																											
(166 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)																																															
適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書 ※整理番号 ※経理/簿記																																															
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿				提出法人 (フリガナ) ☐ 法人名等 単連 納税地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目		〒 〒 業		電話() -																																							
連 (フリガナ) 法人名等 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目				※税務署処理欄 整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先		□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課																																									
適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について、 租税特別措置法施行令 (第39条の7第35項 第39条の106第29項) 又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 (第18条第29項 第21条の5第29項) の規定により下記のとおり申請します。 記																																															
申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額 円																																															
取得する予定の買換資産の内容 <table><tr><td>種</td><td>類</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>構</td><td>造</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>規</td><td>模</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(土地等にあつてはその面積)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>取</td><td>得</td><td>価</td><td>額</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>取</td><td>得</td><td>予</td><td>定</td><td>年</td><td>月</td></tr></table>												種	類					構	造					規	模					(土地等にあつてはその面積)						取	得	価	額	円	円	取	得	予	定	年	月
種	類																																														
構	造																																														
規	模																																														
(土地等にあつてはその面積)																																															
取	得	価	額	円	円																																										
取	得	予	定	年	月																																										
(べむを得ない事情の詳細)																																															
認 定 を 受 け よ う と す る 日 年 月 日																																															
(その他参考となるべき事項)																																															
税 理 士 署 名 押 印 ㊞																																															
※税務署処理欄 <table><tr><td>部門</td><td>決算期</td><td>業種番号</td><td>整理簿</td><td>備考</td><td>通信日付印</td><td>年 月 日</td><td>確認印</td></tr></table>												部門	決算期	業種番号	整理簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認印																												
部門	決算期	業種番号	整理簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認印																																								

26.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
(179 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書) 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第 39 条の 7 第34項各号・第 39 条の 106 第 28 項各号に規定する引継ぎを受けた日等以後に措置法第 65 条の 7 第 3 項・第 68 条の 78 第 3 項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第 65 条の 8 第 7 項・第 68 条の 79 第 8 項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第 65 条の 7 第 1 項・第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。 2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後 2 月以内に提出してください。 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「<u>納税地</u>」、「<u>法人名等</u>」、「<u>法人番号</u>」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第 65 条の 8 第 4 項・第 68 条の 79 第 5 項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。 (4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄 イ 「種類」欄には、取得する予定の買換資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、取得する予定の買換資産（建物、構築物等）の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得する予定の買換資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。 ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。 (5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号・第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。 (6) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第 39 条の 7 第34項・第 39 条の 106 第28 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8) 「※」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(166 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書) 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第 39 条の 7 第34項各号・第 39 条の 106 第 28 項各号又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）施行令第 18 条第 28 項各号・第 21 条の 5 第 28 項各号に規定する引継ぎを受けた日等以後に措置法第 65 条の 7 第 3 項・第 68 条の 78 第 3 項、<u>震災特例法第 20 条第 3 項・第 26 条の 5 第 3 項</u>に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第 65 条の 8 第 7 項・第 68 条の 79 第 8 項又は<u>震災特例法第 21 条第 7 項・第 26 条の 6 第 8 項</u>に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第 65 条の 7 第 1 項・第 68 条の 78 第 1 項の表の各号又は<u>震災特例法第 20 条第 1 項・第 26 条の 5 第 1 項の表の各号の下欄</u>に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。 2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後 2 月以内に提出してください。 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「<u>法人名等</u>」、「<u>納税地</u>」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第 65 条の 8 第 4 項・第 68 条の 79 第 5 項又は<u>震災特例法第 21 条第 4 項・第 26 条の 6 第 5 項</u>の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。 (4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄 イ 「種類」欄には、取得する予定の買換資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、取得する予定の買換資産（建物、構築物等）の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得する予定の買換資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。 ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。 (5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号・第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産又は<u>震災特例法第 20 条第 1 項の表の各号・第 26 条の 5 第 1 項の表の各号の下欄</u>に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。 (6) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第 39 条の 7 第34項・第 39 条の 106 第28 項又は<u>震災特例法施行令第 18 条第 28 項・第 21 条の 5 第 28 項</u>に規定する認定を受けようとする日を記載してください。 (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8) 「※」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改																				正																				後																				改																				正																				前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(180 適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書)																																																																																																																								(167 適格分割等による特別償却準備金の損金算入又は適格分割等による特別償却準備金の引継ぎに関する届出書)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 ※整理番号 ※電話/ファクス番号 <table><tr><td>提出法人</td><td colspan="19">〒</td></tr><tr><td rowspan="7">□ □ 単連 体結 法親 人法人</td><td colspan="19">納 税 地</td></tr><tr><td colspan="19">電話() -</td></tr><tr><td colspan="19">(フリガナ)</td></tr><tr><td colspan="19">法 人 名 等</td></tr><tr><td colspan="19">法 人 番 号</td></tr><tr><td colspan="19">(フリガナ)</td></tr><tr><td colspan="19">代 表 者 氏 名</td></tr><tr><td colspan="19">代 表 者 住 所</td></tr><tr><td colspan="19">〒</td></tr><tr><td colspan="19">事 業 種 目</td></tr><tr><td colspan="19">業</td></tr></table> <table><tr><td rowspan="6">連 結 子 法 人</td><td colspan="19">(フリガナ)</td></tr><tr><td colspan="19">法 人 名 等</td></tr><tr><td colspan="19">〒 (局 署)</td></tr><tr><td colspan="19">本店又は主たる事務所の所在地</td></tr><tr><td colspan="19">電話 () -</td></tr><tr><td colspan="19">(フリガナ)</td></tr><tr><td colspan="19">代 表 者 氏 名</td></tr><tr><td colspan="19">代 表 者 住 所</td></tr><tr><td colspan="19">〒</td></tr><tr><td colspan="19">事 業 種 目</td></tr><tr><td colspan="19">業</td></tr></table> ※ 税務署処理欄 <table><tr><td>整理番号</td><td></td></tr><tr><td>部 門</td><td></td></tr><tr><td>決 算 期</td><td></td></tr><tr><td>業種番号</td><td></td></tr><tr><td>整 理 簿</td><td></td></tr><tr><td>回 付 先</td><td>☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課</td></tr></table> 適格分割等による特別償却準備金の損金算入について、 租税特別措置法 (第52条の3第14項 第68条の41第14項) の規定により下記のとおり届け出ます。 記 <table><tr><td rowspan="3">分割承継法人等</td><td>法 人 名 等</td><td></td></tr><tr><td>納 税 地</td><td></td></tr><tr><td>代 表 者 氏 名</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">適 格 分 割 等 の 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td rowspan="4">特別償却対象資産</td><td>種 類</td><td></td></tr><tr><td>構造若しくは用途</td><td></td></tr><tr><td>細 目 又 は 設 備 の 種 類 の 区 分</td><td></td></tr><tr><td>耐 用 年 数</td><td>年</td></tr><tr><td colspan="2">特 別 償 却 に 関 する 規 定 の 区 分</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">(削 除)</td><td>特別償却準備金の金額</td><td></td></tr><tr><td>添付明細(別表等)</td><td></td></tr><tr><td>(削 除)</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(その他参考となるべき事項)</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">税 理 士 署 名 押 印</td><td>㊞</td></tr><tr><td>※税務署 処理欄</td><td>部 門</td><td>決 算 期</td><td>業 種 番 号</td><td>番 号</td><td>整 理 簿</td><td>備 考</td><td>通 信 日 付 印</td><td>年 月 日</td><td>確 認 印</td><td></td></tr></table> 27.06改正																																																																																																																								提出法人	〒																			□ □ 単連 体結 法親 人法人	納 税 地																			電話() -																			(フリガナ)																			法 人 名 等																			法 人 番 号																			(フリガナ)																			代 表 者 氏 名																			代 表 者 住 所																			〒																			事 業 種 目																			業																			連 結 子 法 人	(フリガナ)																			法 人 名 等																			〒 (局 署)																			本店又は主たる事務所の所在地																			電話 () -																			(フリガナ)																			代 表 者 氏 名																			代 表 者 住 所																			〒																			事 業 種 目																			業																			整理番号		部 門		決 算 期		業種番号		整 理 簿		回 付 先	☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課	分割承継法人等	法 人 名 等		納 税 地		代 表 者 氏 名		適 格 分 割 等 の 年 月 日		年 月 日	特別償却対象資産	種 類		構造若しくは用途		細 目 又 は 設 備 の 種 類 の 区 分		耐 用 年 数	年	特 別 償 却 に 関 する 規 定 の 区 分			(削 除)	特別償却準備金の金額		添付明細(別表等)		(削 除)		(その他参考となるべき事項)			税 理 士 署 名 押 印		㊞	※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印		税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 ※整理番号 ※電話/ファクス番号 <table><tr><td>提出法人</td><td colspan="19">(フリガナ)</td></tr><tr><td rowspan="7">□ □ 単連 体結 法親 人法人</td><td colspan="19">法 人 名 等</td></tr><tr><td colspan="19">納 税 地</td></tr><tr><td colspan="19">〒</td></tr><tr><td colspan="19">電話() -</td></tr><tr><td colspan="19">(フリガナ)</td></tr><tr><td colspan="19">代 表 者 氏 名</td></tr><tr><td colspan="19">〒</td></tr><tr><td colspan="19">代 表 者 住 所</td></tr><tr><td colspan="19">〒</td></tr><tr><td colspan="19">事 業 種 目</td></tr><tr><td colspan="19">業</td></tr></table> <table><tr><td rowspan="6">連 結 子 法 人</td><td colspan="19">(フリガナ)</td></tr><tr><td colspan="19">法 人 名 等</td></tr><tr><td colspan="19">〒 (局 署)</td></tr><tr><td colspan="19">本店又は主たる事務所の所在地</td></tr><tr><td colspan="19">電話 () -</td></tr><tr><td colspan="19">(フリガナ)</td></tr><tr><td colspan="19">代 表 者 氏 名</td></tr><tr><td colspan="19">代 表 者 住 所</td></tr><tr><td colspan="19">〒</td></tr><tr><td colspan="19">事 業 種 目</td></tr><tr><td colspan="19">業</td></tr></table> ※ 税務署処理欄 <table><tr><td>整理番号</td><td></td></tr><tr><td>部 門</td><td></td></tr><tr><td>決 算 期</td><td></td></tr><tr><td>業種番号</td><td></td></tr><tr><td>整 理 簿</td><td></td></tr><tr><td>回 付 先</td><td>☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課</td></tr></table> 適格分割等による特別償却準備金の損金算入 適格分割等による特別償却準備金の引継ぎ について、 租税特別措置法第52条の3第14項・第68条の41第14項 平成13年改正租税特別措置法附則第20条第10項 平成13年改正租税特別措置法施行令附則第15条第3項 記 の規定により下記のとおり届け出ます。																																																																																																																								提出法人	(フリガナ)																			□ □ 単連 体結 法親 人法人	法 人 名 等																			納 税 地																			〒																			電話() -																			(フリガナ)																			代 表 者 氏 名																			〒																			代 表 者 住 所																			〒																			事 業 種 目																			業																			連 結 子 法 人	(フリガナ)																			法 人 名 等																			〒 (局 署)																			本店又は主たる事務所の所在地																			電話 () -																			(フリガナ)																			代 表 者 氏 名																			代 表 者 住 所																			〒																			事 業 種 目																			業																			整理番号		部 門		決 算 期		業種番号		整 理 簿		回 付 先	☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課
提出法人	〒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
□ □ 単連 体結 法親 人法人	納 税 地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	電話() -																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	(フリガナ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	法 人 名 等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	法 人 番 号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	(フリガナ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	代 表 者 氏 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
代 表 者 住 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
〒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
事 業 種 目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
連 結 子 法 人	(フリガナ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	法 人 名 等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	〒 (局 署)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	本店又は主たる事務所の所在地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	電話 () -																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	(フリガナ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
代 表 者 氏 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
代 表 者 住 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
〒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
事 業 種 目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
整理番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
部 門																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
決 算 期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
業種番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
整 理 簿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
回 付 先	☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
分割承継法人等	法 人 名 等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	納 税 地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	代 表 者 氏 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
適 格 分 割 等 の 年 月 日		年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
特別償却対象資産	種 類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	構造若しくは用途																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	細 目 又 は 設 備 の 種 類 の 区 分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	耐 用 年 数	年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
特 別 償 却 に 関 する 規 定 の 区 分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
(削 除)	特別償却準備金の金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	添付明細(別表等)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	(削 除)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
(その他参考となるべき事項)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
税 理 士 署 名 押 印		㊞																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
提出法人	(フリガナ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
□ □ 単連 体結 法親 人法人	法 人 名 等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	納 税 地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	〒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	電話() -																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	(フリガナ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	代 表 者 氏 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	〒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
代 表 者 住 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
〒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
事 業 種 目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
連 結 子 法 人	(フリガナ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	法 人 名 等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	〒 (局 署)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	本店又は主たる事務所の所在地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	電話 () -																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	(フリガナ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
代 表 者 氏 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
代 表 者 住 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
〒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
事 業 種 目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
整理番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
部 門																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
決 算 期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
業種番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
整 理 簿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
回 付 先	☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

22.06改正

(規格A4)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
(180 適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書) 適 格 分 割 等 に よ る 特 別 償 却 準 備 金 の 損 金 算 入 に 関 す る届出書の記載要領等 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 52 条の 3 第 14 項・第 68 条の 41 第 14 項の規定により、適格分割等による特別償却準備金の損金算入について届け出る場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出してください。 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 4 届出書の各欄は、次により記載します。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「<u>納税地</u>」、「<u>法人名等</u>」、「<u>法人番号</u>」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (削 除) (3) 「分割承継法人等」の各欄には、措置法第 52 条の 3 第 11 項又は第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項又は第 12 項に規定する分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4) 「適格分割等の年月日」欄には、措置法第 52 条の 3 第 11 項又は第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項又は第 12 項に規定する適格分割等の<u>年月日</u>を記載してください。 (5) 「特別償却対象資産」の各欄には、措置法 52 条の 3 第 11 項又は第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項又は第 12 項に規定する特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分及び特別償却対象資産の耐用年数省令に規定する耐用年数を記載してください (6) 「特別償却に関する規定の区分」欄は、特別償却対象資産の措置法第 52 条の 3 第 11 項又は第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項又は第 12 項の規定の適用に係る措置法第 52 条の 3 第 11 項・第 68 条の 41 第 11 項に規定する特別償却に関する規定の区分を記載してください。 (7) 「特別償却準備金の金額」欄は、措置法第 52 条の 3 第 11 項又は第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項又は第 12 項の特別償却準備金として積み立てた金額を記載してください。 (8) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十六（九）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (削 除) (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10) 「※」欄は、記載しないください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(167 適格分割等による特別償却準備金の損金算入又は適格分割等による特別償却準備金の引継ぎに関する届出書) 適 格 分 割 等 に よ る 特 別 償 却 準 備 金 の 損 金 算 入 又 は 適 格 分 割 等 に よ る 特 別 償 却 準 備 金 の 引 継 ぎ に 関 す る 届出書の記載要領等 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 52 条の 3 第 14 項・第 68 条の 41 第 14 項若しくは平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 10 項の規定により、適格分割等による特別償却準備金の損金算入について届け出る場合、又は平成 13 年改正措置法施行令附則第 15 条第 3 項の規定により、法人が、特別償却準備金を適格分割等により引き継ぐ場合において平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 13 項、第 16 項及び第 19 項の規定を適用しようとする場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出してください。 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 4 届出書の各欄は、次により記載します。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「<u>法人名等</u>」、「<u>納税地</u>」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) <u>本文欄には、該当する手続及び当該手続の根拠条文に</u>応じ、それぞれいづれか一方の<u>不要文字を抹消して使用してください。</u> (4) 「分割承継法人等」の各欄には、措置法第 52 条の 3 第 11 項及び第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項及び第 12 項若しくは平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 7 項及び第 8 項又は同条第 13 項、第 16 項又は第 19 項に規定する分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (5) 「適格分割等の年月日」欄には、措置法第 52 条の 3 第 11 項及び第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項及び第 12 項若しくは平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 7 項及び第 8 項に規定する適格分割等の日又は同条第 13 項、第 16 項又は第 19 項に規定する適格分割、適格現物出資又は適格現物分配の年月日を記載してください。 (6) 「<u>(旧)特別償却対象資産</u>」の各欄には、措置法 52 条の 3 第 11 項又は第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項及び第 12 項に規定する特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分及び特別償却対象資産の耐用年数省令に規定する耐用年数を、又は平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 7 項又は第 8 項に規定する旧特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分及び平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 7 項又は第 8 項の規定の適用に係る同条第 7 項に規定する旧特別償却に関する規定の区分を記載してください。 (追 加) (7) 「分割承継法人等に引き継ぐこととなった特別償却準備金」の各欄には、平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 13 項、第 16 項又は第 19 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐこととなった特別償却準備金の金額及び別表 16(9) その他添付明細を記載し、当該明細は当該届出書に添付してください。 (追 加) (8) 「合理的な方法」欄は、分割承継法人等に引き継ぐこととなった旧租税特別措置法第 52 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項、第 7 項若しくは第 8 項の特別償却準備金の金額の計算の基礎となった平成 13 年改正措置法施行令附則第 15 条第 1 項第 2 号に規定する合理的な方法の内容を記載する。 (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10) 「※」欄は、記載しないください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改

正

後

(181 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

提出法人

納税地

〒

電話() -

(フリガナ)

法人名等

法人番号

| | | | | | | | | |

(フリガナ)

代表者氏名

㊦

代表者住所

〒

事業種目

業

※整理番号

※連絡グループ整理番号

連

届出の対象が連結子法人である場合(限り記載)

結

子

法人

(フリガナ)

法人名等

〒 (局 署)

本店又は主たる事務所の所在地

電話() -

(フリガナ)

代表者氏名

〒

代表者住所

業

事業種目

※

税務署

処理欄

整理番号

部 門

決 算 期

業種番号

整 理 簿

回 付 先

親署 ⇒ 子署

子署 ⇒ 調査課

適格分割を行う場合において、特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、
租税特別措置法(以下「措置法」といいます。第66条第6項 第68条の84第6項) 及び、措置法施行令(第39条の10第4項 第39条の109第5項) により
下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適 格 分 割 等 に

法 人 名 等

係る分割承継法人等

納 税 地

代 表 者 氏 名

適 格 分 割 等 の 日

年 月 日

交 換 譲 渡 産

種 類

所 在 地

規 模

交 換 年 月 日

年 月 日

交 換 取 得 産

所 在 地

規 模

減 額 し た 金 額

円

添 付 明 細 (別 表 等)

そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項

提 出 書 類 (証 明 書 等)

税 理 士 署 名 押 印

㊦

※税務署 部 門

決 算 期

業 種 番 号

番 号

整 理 簿

備 考

通 信 日 付 印

年 月 日

確 認 印

27.06改正

改

正

前

(168 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

提出法人

(フリガナ)

法人名等

〒 (局 署)

本店又は主たる事務所の所在地

電話() -

(フリガナ)

代表者氏名

㊦

代表者住所

〒

事業種目

業

※整理番号

※連絡グループ整理番号

連

届出の対象が連結子法人である場合(限り記載)

結

子

法人

(フリガナ)

法人名等

〒 (局 署)

本店又は主たる事務所の所在地

電話() -

(フリガナ)

代表者氏名

〒

代表者住所

業

事業種目

※

税務署

処理欄

整理番号

部 門

決 算 期

業種番号

整 理 簿

備 考

通 信 日 付 印

年 月 日

確 認 印

親署 ⇒ 子署

子署 ⇒ 調査課

適格分割を行う場合において、特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、
租税特別措置法(以下「措置法」といいます。第66条第6項 第68条の84第6項) 及び、措置法施行令(第39条の10第4項 第39条の109第5項) により
下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適 格 分 割 等 に

法 人 名 等

係る分割承継法人等

納 税 地

代 表 者 氏 名

適 格 分 割 等 の 日

年 月 日

交 換 譲 渡 産

種 類

所 在 地

規 模

交 換 年 月 日

年 月 日

交 換 取 得 産

所 在 地

規 模

減 額 し た 金 額

円

添 付 明 細 (別 表 等)

そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項

提 出 書 類 (証 明 書 等)

税 理 士 署 名 押 印

㊦

※税務署 部 門

決 算 期

業 種 番 号

整 理 簿

備 考

通 信 日 付 印

年 月 日

確 認 印

25.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
(181 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書) 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等 1 この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第66条第6項・第68条の84第6項の規定により特定普通財産とその隣接する土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「<u>納税地</u>」、「<u>法人名等</u>」、「<u>法人番号</u>」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地(連結子法人の場合には、本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。 (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する適格分割等の日を記載してください。 (5) 「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第66条第1項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。 (6) 「交換取得資産」の各欄については、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。 (7) 「減額した金額」欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。 (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(九) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (9) 「提出書類」欄は措置法施行規則第22条の9の2第2項・第22条の72第2項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。 (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (11) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(168 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書) 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等 1 この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第66条第6項・第68条の84第6項の規定により特定普通財産とその隣接する土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「<u>法人名等</u>」、「<u>納税地</u>」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地(連結子法人の場合には、本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。 (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する適格分割等の日を記載してください。 (5) 「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第66条第1項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。 (6) 「交換取得資産」の各欄については、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。 (7) 「減額した金額」欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。 (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(九) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (9) 「提出書類」欄は措置法施行規則第22条の9の2第2項・第22条の72第2項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。 (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (11) 「※」欄は、記載しないでください。 4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後																		改 正 前																																																					
(182 現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書)																																				(169 現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書)																																			
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書 ※整理番号 ※経路管理番号 提出法人 ☐ ☐ 単連体結法親人法人 納税地 (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目 〒 電話() - 業																		税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿 現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書 ※整理番号 ※経路管理番号 提出法人 ☐ ☐ 単連体結法親人法人 (フリガナ) 法人名等 納税地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目 〒 電話() - 業																																																					
連結子法人 (フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目 業 ※税務署処理欄 整理番号 部 門 決 算 期 業種番号 整 理 簿 回 付 先 ☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課																		連結子法人 (フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目 業 ※税務署処理欄 整理番号 部 門 決 算 期 業種番号 整 理 簿 回 付 先 ☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課																																																					
現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨について、 租税特別措置法施行令 第27条の4第13項 第27条の4第22項 第39条の39第14項 第39条の39第21項 又は 平成27年改正前の租税特別措置法施行令 第29条の2第7項 第39条の61第7項 の規定により下記のとおり届け出ます。 記																																				現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨 租税特別措置法施行令 第27条の4第16項 第27条の4第25項 第29条の2第7項 第39条の39第23項 第39条の39第30項 第39条の61第7項 の規定により下記のとおり届け出ます。 記																																			
現物分配法人 法人名等 納税地等 代表者氏名																		現物分配法人 法人名等 納税地等 代表者氏名																																																					
現物分配の年月日																		年 月 日																																																					
(その他参考となるべき事項)																																																																							
税理士署名押印																		⑩																																																					
※税務署処理欄																		※税務署処理欄																																																					
部 門																		部 門																																																					
決 算 期																		決 算 期																																																					
業 種 番 号																		業 種 番 号																																																					
番 号																		番 号																																																					
整 理 簿																		整 理 簿																																																					
備 考																		備 考																																																					
通信日付印																		通信日付印																																																					
年 月 日																		年 月 日																																																					
確 認 印																		確 認 印																																																					

27.06改正

25.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
(182 現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書) 現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書の記載要領 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、現物分配により、試験研究用資産又は支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨について租税特別措置法施行令第27条の4第13項若しくは第22項若しくは第39条の39第14項若しくは第21項又は平成27年改正前の租税特別措置法施行令第29条の2第7項若しくは第39条の61第7項の規定により届出しようとする場合に使用してください。 2 この届出書は、現物分配の日(当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日)以後2月以内に提出してください。 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。 4 届出書の各欄は、次により記載します。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「<u>納税地</u>」、「<u>法人名等</u>」、「<u>法人番号</u>」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「現物分配法人」の各欄には、現物分配法人の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (4) 「現物分配の年月日」欄には、現物分配の年月日を記載してください。 なお、当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日を記載してください。 (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (6) 「※」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	(169 現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書) 現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書の記載要領 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、現物分配により、試験研究用資産又は支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨について租税特別措置法施行令第27条の4第16項若しくは第25項、第29条の2第7項、第39条の39第23項若しくは第30項又は第39条の61第7項の規定により届出しようとする場合に使用してください。 2 この届出書は、現物分配の日(当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日)以後2月以内に提出してください。 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。 4 届出書の各欄は、次により記載します。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「<u>法人名等</u>」、「<u>納税地</u>」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「現物分配法人」の各欄には、現物分配法人の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (4) 「現物分配の年月日」欄には、現物分配の年月日を記載してください。 なお、当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日を記載してください。 (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (6) 「※」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

183

連結納税の承認の申請書(初葉)

連結納税の承認の申請書(初葉)

※ 整理番号

※ 連結グループ整理番号

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長経由

国税庁長官 殿

親

連結予定法人(申請法人)

連結親法人となる法人

納税地

(フリガナ)

法人名

法人番号

(フリガナ)

代表者氏名

事業種目

資本金又は出資金の額

主要株主等の状況

付表1(連結親法人となる法人の主要株主等の状況)のとり

連結子法人となる法人

申請書(次葉)のとり(子法人数 法人)

法人税法第4条の2の規定に基づき、連結親法人となる法人の 自平成 年 月 日 事業年度を 至平成 年 月 日 最初の連結事業年度とし、当該法人を納税義務者として、法人税を納めることの承認を受けたいので、同法第4条の3第1項の規定により申請します。

1 連結親法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日 平成 年 月 日

2 上記1の処分の日等における法人名及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。)

法人名 納税地

3 連結親法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名簿書類の称	☐ 仕訳帳	☐ 現金出納帳	☐ 売上帳	☐ 仕入帳	☐ 総勘定元帳	☐ 売掛金元帳	☐ 買掛金元帳	☐ 棚卸表	☐ 貸借対照表	☐ 損益計算書	☐ 売上伝票	☐ 仕入伝票	☐ 振替伝票	☐ 見積書	☐ 注文書	☐ 契約書	☐ 納品書	☐ 請求書	☐ 領収書	☐ ()	
帳票形態											記帳時期										

4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項

次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。
☐ 法人税法第4条の3第6項(連結親法人となる法人の設立事業年度等が連結申請特例年度である場合の申請期限)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。
連結親法人となる法人の設立の日 平成 年 月 日

5 添付書類

1 出資関係図

2 グループ一覧

税理士署名押印

⑩

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番	号	入	力	備	考	通信日付印	年	月	日	確	認	印
---------	----	-----	------	---	---	---	---	---	---	-------	---	---	---	---	---	---

27.06 改正

規格 A 4

改正前

170

連結納税の承認の申請書(初葉)

連結納税の承認の申請書(初葉)

※ 整理番号

※ 連結グループ整理番号

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長経由

国税庁長官 殿

親

連結予定法人(申請法人)

連結親法人となる法人

(フリガナ)

法人名

納税地

(フリガナ)

代表者氏名

事業種目

資本金又は出資金の額

主要株主等の状況

付表1(連結親法人となる法人の主要株主等の状況)のとり

連結子法人となる法人

申請書(次葉)のとり(子法人数 法人)

法人税法第4条の2の規定に基づき、連結親法人となる法人の 自平成 年 月 日 事業年度を 至平成 年 月 日 最初の連結事業年度とし、当該法人を納税義務者として、法人税を納めることの承認を受けたいので、同法第4条の3第1項の規定により申請します。

1 連結親法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日 平成 年 月 日

2 上記1の処分の日等における法人名及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。)

法人名 納税地

3 連結親法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名簿書類の称	☐ 仕訳帳	☐ 現金出納帳	☐ 売上帳	☐ 仕入帳	☐ 総勘定元帳	☐ 売掛金元帳	☐ 買掛金元帳	☐ 棚卸表	☐ 貸借対照表	☐ 損益計算書	☐ 売上伝票	☐ 仕入伝票	☐ 振替伝票	☐ 見積書	☐ 注文書	☐ 契約書	☐ 納品書	☐ 請求書	☐ 領収書	☐ ()	
帳票形態											記帳時期										

4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項

次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。
☐ 法人税法第4条の3第6項(連結親法人となる法人の設立事業年度等が連結申請特例年度である場合の申請期限)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。
連結親法人となる法人の設立の日 平成 年 月 日

5 添付書類

1 出資関係図

2 グループ一覧

税理士署名押印

⑩

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入	力	備	考	通信日付印	年	月	日	確	認	印
---------	----	-----	------	---	---	---	---	-------	---	---	---	---	---	---

23.12 改正

規格 A 4

改正後

184

連結納税の承認の申請書(次葉)

連結納税の承認の申請書(次葉)

※整理番号

子

連結子法人となる法人

納税地

〒
電話()-

(フリガナ)

法人名

法人番号

(フリガナ)

代表者氏名

事業種目

資本金又は出資金の額

発行済株式等の状況

※

署名

部門

決算期

業種番号

入力

備考

6

連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項又は第2項第5号の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日

平成 年 月 日

7

上記6の処分の日等における法人名及び納税地（本店又は主たる事務所の所在地を含む。）

法人名 納税地

8

法人税法第4条の3第9項の規定に基づく法人の区分等

申請書(初葉)の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」に記載した場合で、法人税法第4条の3第9項に規定する時価評価法人又は時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人（以下「関連法人」といいます。）のいずれかに該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生じる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。

法人の区分：☐ 時価評価法人 ☐ 関連法人

連結子法人適用開始年度：自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

9

連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名簿書類の称	☐ 仕訳帳 ☐ 現金出納帳 ☐ 売上帳 ☐ 仕入帳 ☐ 総勘定元帳	☐ 売掛金元帳 ☐ 買掛金元帳 ☐ 棚卸表 ☐ 貸借対照表 ☐ 損益計算書	☐ 売上伝票 ☐ 仕入伝票 ☐ 振替伝票 ☐ 見積書 ☐ 注文書	☐ 契約書 ☐ 納品書 ☐ 請求書 ☐ 領収書 ☐ ()
帳票形態			記帳時期	

27.06改正

規格A4

改正前

171

連結納税の承認の申請書(次葉)

連結納税の承認の申請書(次葉)

※整理番号

子

連結子法人となる法人

(フリガナ)

法人名

納税地

(フリガナ)

代表者氏名

事業種目

資本金又は出資金の額

発行済株式等の状況

※

署名

部門

決算期

業種番号

入力

備考

6

連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項又は第2項第5号の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日

平成 年 月 日

7

上記6の処分の日等における法人名及び納税地（本店又は主たる事務所の所在地を含む。）

法人名 納税地

8

法人税法第4条の3第9項の規定に基づく法人の区分等

申請書(初葉)の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」に記載した場合で、法人税法第4条の3第9項に規定する時価評価法人又は時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人（以下「関連法人」といいます。）のいずれかに該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生じる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。

法人の区分：☐ 時価評価法人 ☐ 関連法人

連結子法人適用開始年度：自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

9

連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名簿書類の称	☐ 仕訳帳 ☐ 現金出納帳 ☐ 売上帳 ☐ 仕入帳 ☐ 総勘定元帳	☐ 売掛金元帳 ☐ 買掛金元帳 ☐ 棚卸表 ☐ 貸借対照表 ☐ 損益計算書	☐ 売上伝票 ☐ 仕入伝票 ☐ 振替伝票 ☐ 見積書 ☐ 注文書	☐ 契約書 ☐ 納品書 ☐ 請求書 ☐ 領収書 ☐ ()
帳票形態			記帳時期	

23.12改正

規格A4

改 正 後										改 正 前																																																																																																					
(184 連結納税の承認の申請書(次葉)) 「連結納税の承認の申請書」の記載要領 (2) 5 添付書類の作成例 (1) 出資関係図 平成 XX 年 X 月 XX 日現在 1 連結親法人 株 A 100% 2 連結子法人 株 B 100% 3 連結子法人 株 C 80% 4 連結子法人 株 D 100% 5 連結子法人 株 E 20% 6 連結子法人 株 F 30% 70% 7 連結子法人 株 G 100% 8 連結子法人 株 H (凡例) 持株割合等 一連番号 親・子の表示 法 人 名 (注) 申請書に記載した全ての法人を記載してください。 (2) グループ一覧 平成 XX 年 X 月 XX 日現在 <table><thead><tr><th>一連番号</th><th>所轄税務署名</th><th>法人名</th><th>納 税 地</th><th>代表者氏名</th><th>事業種目</th><th>資本金等(千円)</th><th>決算期</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>麹 町</td><td>株 A</td><td>千代田区大手町 1-3-3</td><td>a</td><td>鉄鋼</td><td>314,158,750</td><td>3.31</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>仙台北</td><td>株 B</td><td>仙台市青葉区本町 3-3-1</td><td>b</td><td>機械修理</td><td>34,150,000</td><td>6.30</td><td></td></tr><tr><td>⋮</td><td>⋮</td><td>⋮</td><td>⋮</td><td>⋮</td><td>⋮</td><td>⋮</td><td>⋮</td><td></td></tr></tbody></table> (注) 1 一連番号は、上記(1)出資関係図の一連番号に合わせて付番してください。 2 持株割合が 100%であるが、法人税法第 4 条の 2 又は同第 4 条の 3 第 2 項の規定により、申請法人にならないものがある場合には、「一連番号」欄に「対象外」と表示して、法人名等を記載してください。 また、対象外となった理由を「備考」欄に、「取消有」等と簡記してください。 6 その他事項 法人税法施行令第 14 条の 7 第 4 項又は同令第 14 条の 9 第 2 項の規定により、連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合など、連結子法人となる法人に異動が生じた場合には「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」又は「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。																				一連番号	所轄税務署名	法人名	納 税 地	代表者氏名	事業種目	資本金等(千円)	決算期	備考	1	麹 町	株 A	千代田区大手町 1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31		2	仙台北	株 B	仙台市青葉区本町 3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30		⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮		(171 連結納税の承認の申請書(次葉)) 「連結納税の承認の申請書」の記載要領 (2) 5 添付書類の作成例 (1) 出資関係図 平成 XX 年 X 月 XX 日現在 1 連結親法人 株 A 100% 2 連結子法人 株 B 100% 3 連結子法人 株 C 80% 4 連結子法人 株 D 100% 5 連結子法人 株 E 20% 6 連結子法人 株 F 30% 70% 7 連結子法人 株 G 100% 8 連結子法人 株 H (凡例) 持株割合等 一連番号 親・子の表示 法 人 名 (注) 申請書に記載した全ての法人を記載してください。 (2) グループ一覧 平成 XX 年 X 月 XX 日現在 <table><thead><tr><th>一連番号</th><th>所轄税務署名</th><th>法人名</th><th>納 税 地</th><th>代表者氏名</th><th>事業種目</th><th>資本金等(千円)</th><th>決算期</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>麹 町</td><td>株 A</td><td>千代田区大手町 1-3-3</td><td>a</td><td>鉄鋼</td><td>314,158,750</td><td>3.31</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>仙台北</td><td>株 B</td><td>仙台市青葉区本町 3-3-1</td><td>b</td><td>機械修理</td><td>34,150,000</td><td>6.30</td><td></td></tr><tr><td>⋮</td><td>⋮</td><td>⋮</td><td>⋮</td><td>⋮</td><td>⋮</td><td>⋮</td><td>⋮</td><td></td></tr></tbody></table> (注) 1 一連番号は、上記(1)出資関係図の一連番号に合わせて付番してください。 2 持株割合が 100%であるが、法人税法第 4 条の 2 又は同第 4 条の 3 第 2 項の規定により、申請法人にならないものがある場合には、「一連番号」欄に「対象外」と表示して、法人名等を記載してください。 また、対象外となった理由を「備考」欄に、「取消有」等と簡記してください。 6 その他事項 法人税法施行令第 14 条の 7 第 4 項又は同令第 14 条の 9 第 2 項の規定により、連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合など、連結子法人となる法人に異動が生じた場合には「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」又は「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。 時価評価に関して、平成 18 年改正前の法人税法第 61 条の 11 第 1 項第 6 号(連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益)又は同法第 61 条の 12 第 1 項第 4 号(連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益)の規定により時価評価を要しない法人に該当する場合には、「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を所定の提出期限までに提出する必要があることにご注意ください。																				一連番号	所轄税務署名	法人名	納 税 地	代表者氏名	事業種目	資本金等(千円)	決算期	備考	1	麹 町	株 A	千代田区大手町 1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31		2	仙台北	株 B	仙台市青葉区本町 3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30		⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
一連番号	所轄税務署名	法人名	納 税 地	代表者氏名	事業種目	資本金等(千円)	決算期	備考																																																																																																							
1	麹 町	株 A	千代田区大手町 1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31																																																																																																								
2	仙台北	株 B	仙台市青葉区本町 3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30																																																																																																								
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮																																																																																																								
一連番号	所轄税務署名	法人名	納 税 地	代表者氏名	事業種目	資本金等(千円)	決算期	備考																																																																																																							
1	麹 町	株 A	千代田区大手町 1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31																																																																																																								
2	仙台北	株 B	仙台市青葉区本町 3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30																																																																																																								
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮																																																																																																								

改正後

(187 連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書)

連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長 殿

※整理番号

※連結グループ整理番号

子

連 結 子 法 人 と な る 法 人

納 税 地

電話 () -

(フリガナ)

法 人 名

法 人 番 号

(フリガナ)

代表者氏名

事 業 種 目

資本金又は出資金の額

発行済株式等の状況

業

円

付表2 (発行済株式等の状況) のとおり

法人税法第4条の3第1項の規定に基づき連結納税の承認の申請書を提出したので、法人税法施行令第14条の7第1項の規定によりその旨を届け出ます。

申請書を提出した日

平成 年 月 日

申請書を提出した税務署

税務署

連結子法人となる法人の事業年度

自 至

月 月

日 日

設立事業年度等の承認申請特例の適用の有無

有 無

連結子法人適用開始年度

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

時価評価法人等の該当の有無

有 無

連 結 親 法 人 と な る 法 人

(フリガナ)

法 人 名

納 税 地

電話 () -

(フリガナ)

代表者氏名

事 業 種 目

資本金又は出資金の額

最 初 の 連 結 事 業 年 度

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

※ 税 務 署 処 理 欄

署 名

整理番号

部 門

決 算 期

業種番号

備 考

参 考 事 項

添 付 書 類

1 出資関係図

2 グループ一覧

税 理 士 署 名 押 印

⑩

※税務署処理欄

部 門

決 算 期

業 種 番 号

番 号

入 力

備 考

27.06改正

(規格A4)

改正前

(174 連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書)

連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長 殿

※整理番号

※連結グループ整理番号

子

連 結 子 法 人 と な る 法 人

(フリガナ)

法 人 名

納 税 地

電話 () -

(フリガナ)

代表者氏名

事 業 種 目

資本金又は出資金の額

発行済株式等の状況

業

円

付表2 (発行済株式等の状況) のとおり

法人税法第4条の3第1項の規定に基づき連結納税の承認の申請書を提出したので、法人税法施行令第14条の7第1項の規定によりその旨を届け出ます。

申請書を提出した日

平成 年 月 日

申請書を提出した税務署

税務署

連結子法人となる法人の事業年度

自 至

月 月

日 日

設立事業年度等の承認申請特例の適用の有無

有 無

連結子法人適用開始年度

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

時価評価法人等の該当の有無

有 無

連 結 親 法 人 と な る 法 人

(フリガナ)

法 人 名

納 税 地

電話 () -

(フリガナ)

代表者氏名

事 業 種 目

資本金又は出資金の額

最 初 の 連 結 事 業 年 度

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

※ 税 務 署 処 理 欄

署 名

整理番号

部 門

決 算 期

業種番号

備 考

参 考 事 項

添 付 書 類

1 出資関係図

2 グループ一覧

税 理 士 署 名 押 印

⑩

※税務署処理欄

部 門

決 算 期

業 種 番 号

入 力

備 考

22.06改正

(規格A4)

(188) 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(初葉)

完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類 (初葉)				※ 整理番号		加入		
				※ 連結グループ整理番号				
 平成 年 月 日 税務署長殿		提出法人		〒		※ 税務署 税務署 税務署 税務署 税務署 税務署		
		☐ 連結親子法人となる法人 ☐ 連結親子法人となる法人		納税地			電話 () -	
				(フリガナ)				
				法人名				
				法人番号				
				(フリガナ)				
		代表者氏名				印		
		事業種目				業		
		資本金又は出資金の額				円		
☐ 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出します。 ☐ 連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出します。								
適用区分		☐ 完全支配関係 ☐ 法人税法第4条の3第10項(同条第12項) ☐ 法人税法第4条の3第11項(同条第12項)		完全支配関係を有することとなった日 (加入日)		平成 年 月 日		
加入時期の特例		☐ 法人税法第14条第2項						
完全支配関係の相手方		(フリガナ)		署名		※ 税務署 税務署 税務署 税務署 税務署 税務署		
		法人名						
		納税地		〒				
		(フリガナ)						
		代表者氏名						
		事業種目		業				
資本金又は出資金の額		円		備考				
連結子法人となる法人の発行済株式等の状況		付表2(発行済株式等の状況)のとおりに						
1 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日 平成 年 月 日								
2 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第2項第5号の規定により承認を取り消されたことがある場合には、当該承認の取消しの日並びに当該承認の取消しの直前において当該連結子法人となる法人の連結親法人であったものの名称及び納税地 平成 年 月 日 法人名 納税地								
3 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況								
帳簿		☐ 仕訳帳 ☐ 現金出納帳 ☐ 売上帳 ☐ 仕入帳 ☐ 総勘定元帳		☐ 売掛金元帳 ☐ 買掛金元帳 ☐ 棚卸表 ☐ 貸借対照表 ☐ 損益計算書		☐ 売上伝票 ☐ 仕入伝票 ☐ 振替伝票 ☐ 見積書 ☐ 注文書		
☐ 契約書 ☐ 納品書 ☐ 請求書 ☐ 領収書 ☐ ()								
帳票形態		記帳時期						
4 添付書類 (1) 出資関係図 (2) グループ一覧								
税理士署名押印		印						
※ 税務署 処理欄		部門		決算期		業種番号		
番号		入力		備考		通信日付印		
年 月 日		適用状態		1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ		確認印		

(規格 A 4)

27.06 改正

(188) 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(初葉)

完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類 (初葉)					※ 整理番号												
					※ 連結グループ整理番号												
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		提出法人 ☐ 連結親子法人となる法人	納税地 (フリガナ) 法人名 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 事業種目 資本金又は出資金の額	〒 電話 () -													
☐ 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出します。 ☐ 連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出します。																	
適用区分	完全支配関係	☐ 法人税法第4条の3第10項(同条第12項) ☐ 法人税法第4条の3第11項(同条第12項)		完全支配関係を有することとなった日 (加入日)													
	加入時期の特例	☐ 法人税法第14条第2項		平成 年 月 日													
完全支配関係の相手方	(フリガナ) 法人名			※ 税務署処理欄	署名												
	納税地	〒 電話 () -			整理番号												
	(フリガナ) 代表者氏名				部門												
	事業種目				決算期												
	資本金又は出資金の額	円			業種番号												
	連結子法人となる法人の発行済株式等の状況		付表2(発行済株式等の状況)のとおりに		備考												
1 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日 平成 年 月 日																	
2 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第2項第5号の規定により承認を取り消されたことがある場合には、当該承認の取消しの日並びに当該承認の取消しの直前において当該連結子法人となる法人の連結親法人であったものの名称及び納税地 平成 年 月 日 法人名 納税地																	
3 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <tr> <td style="width: 15%;">帳名簿書類の称</td> <td style="width: 15%;"> ☐ 仕訳帳 ☐ 現金出納帳 ☐ 売上帳 ☐ 仕入帳 ☐ 総勘定元帳 </td> <td style="width: 15%;"> ☐ 売掛金元帳 ☐ 買掛金元帳 ☐ 棚卸表 ☐ 貸借対照表 ☐ 損益計算書 </td> <td style="width: 15%;"> ☐ 売上伝票 ☐ 仕入伝票 ☐ 振替伝票 ☐ 見積書 ☐ 注文書 </td> <td style="width: 15%;"> ☐ 契約書 ☐ 納品書 ☐ 請求書 ☐ 領収書 ☐ () </td> </tr> <tr> <td>帳票形態</td> <td colspan="2"></td> <td>記帳時期</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>							帳名簿書類の称	☐ 仕訳帳 ☐ 現金出納帳 ☐ 売上帳 ☐ 仕入帳 ☐ 総勘定元帳	☐ 売掛金元帳 ☐ 買掛金元帳 ☐ 棚卸表 ☐ 貸借対照表 ☐ 損益計算書	☐ 売上伝票 ☐ 仕入伝票 ☐ 振替伝票 ☐ 見積書 ☐ 注文書	☐ 契約書 ☐ 納品書 ☐ 請求書 ☐ 領収書 ☐ ()	帳票形態			記帳時期		
帳名簿書類の称	☐ 仕訳帳 ☐ 現金出納帳 ☐ 売上帳 ☐ 仕入帳 ☐ 総勘定元帳	☐ 売掛金元帳 ☐ 買掛金元帳 ☐ 棚卸表 ☐ 貸借対照表 ☐ 損益計算書	☐ 売上伝票 ☐ 仕入伝票 ☐ 振替伝票 ☐ 見積書 ☐ 注文書	☐ 契約書 ☐ 納品書 ☐ 請求書 ☐ 領収書 ☐ ()													
帳票形態			記帳時期														
4 添付書類 (1) 出資関係図 (2) グループ一覧																	
税理士署名押印					㊞												
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	入力	備考											
		通信日付印	年 月 日	適用状態	1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ												
				確認印													

(規格 A 4)

27.06 改正

(175) 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(初葉)

完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類 (初葉)				※ 整理番号		(加 入)
				※ 連結グループ整理番号		
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人 □ □ □ 連連連 結結結 親親親 法法法 人々人 となと るる 法法 人々	(フリガナ) 法 人 名				
		納 税 地		〒 電話 () -		
		(フリガナ) 代表者氏名		⑤		
		事 業 種 目		業		
		資本金又は出資金の額		円		
		☐ 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出します。 ☐ 連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出します。				
適用区分	完全支配関係 加入時期の特例	☐ 法人税法第4条の3第10項(同条第12項) ☐ 法人税法第4条の3第11項(同条第12項) ☐ 法人税法第14条第2項		完全支配関係を有することとなった日 (加入日) 平成 年 月 日		
完全支配関係の相手方	(フリガナ) 法 人 名			※ 税 務 署 処 理 欄	署 名	
	納 税 地	〒 電話 () -			整理番号	
	(フリガナ) 代表者氏名				部 門	
	事 業 種 目	業			決 算 期	
	資本金又は出資金の額	円			業種番号	
	備 考					
連結子法人となる法人の発行済株式等の状況		付表2(発行済株式等の状況)のとおり				
1 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの取消の日又は当該承認を受けた日 平成 年 月 日						
2 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第2項第5号の規定により承認を取り消されたことがある場合には、当該承認の取消しの日並びに当該承認の取消しの直前において当該連結子法人となる法人の連結親法人であったものの名称及び納税地 平成 年 月 日 法人名 _____ 納税地 _____						
3 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況						
帳名簿書類の称	☐ 仕訳帳 ☐ 現金出納帳 ☐ 売上帳 ☐ 仕入帳 ☐ 総勘定元帳	☐ 売掛金元帳 ☐ 買掛金元帳 ☐ 棚卸表 ☐ 貸借対照表 ☐ 損益計算書	☐ 売上伝票 ☐ 仕入伝票 ☐ 振替伝票 ☐ 見積書 ☐ 注文書	☐ 契約書 ☐ 納品書 ☐ 請求書 ☐ 領収書 ☐ ()		
帳票形態			記帳時期			
4 添付書類 (1) 出資関係図 (2) グループ一覧						
税 理 士 署 名 押 印				⑥		
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	入 力	備 考	通信 日付印
年 月 日				適用 状態	1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ	確認 印

(規格 A 4)

22-06 改正

(175) 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(初葉)

完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類 (初葉)				※ 整理番号					
				※ 連結グループ整理番号					
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿				提出法人		(フリガナ) 法 人 名			
				□ □ □ 連 連 結 結 親 親 子 子 法 法 人 人 と な る 法 人		納 税 地		〒 電話 () -	
						(フリガナ) 代 表 者 氏 名		⑤	
						事 業 種 目		業	
						資本金又は出資金の額		円	
☐ 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出します。 ☐ 連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出します。									
適用区分		完全支配関係 ☐ 法人税法第4条の3第10項(同条第12項) ☐ 法人税法第4条の3第11項(同条第12項)		完全支配関係を有することとなった日 (加入日)					
加入時期の特例		☐ 法人税法第14条第2項		平成 年 月 日					
完全支配関係の相手方		(フリガナ) 法 人 名		※ 税 務 署 処 理 欄		署 名			
		納 税 地				整理番号			
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名				部 門			
		事 業 種 目				決 算 期			
		資本金又は出資金の額				業種番号			
		連結子法人となる法人の発行済株式等の状況				付表2(発行済株式等の状況)のとおり		備 考	
1 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの取消の日又は当該承認を受けた日 平成 年 月 日									
2 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第2項第5号の規定により承認を取り消されたことがある場合には、当該承認の取消の日並びに当該承認の取消の直前において当該連結子法人となる法人の連結親法人であったものの名称及び納税地 平成 年 月 日 法人名 納税地									
3 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況									
帳名簿書類の称		☐ 仕訳帳 ☐ 現金出納帳 ☐ 売上帳 ☐ 仕入帳 ☐ 総勘定元帳		☐ 売掛金元帳 ☐ 買掛金元帳 ☐ 棚卸表 ☐ 貸借対照表 ☐ 損益計算書		☐ 売上伝票 ☐ 仕入伝票 ☐ 振替伝票 ☐ 見積書 ☐ 注文書			
帳票形態				記帳時期		☐ 契約書 ☐ 納品書 ☐ 請求書 ☐ 領収書 ☐ ()			
4 添付書類 (1) 出資関係図 (2) グループ一覧									
税 理 士 署 名 押 印				⑥					
※ 税務署処理欄		部門		決算期		業種番号			
				入力		備考			
				通信日付印		年 月 日			
				適用状態		1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ			
				確認印					

(規格A4)

22-06 改正

改 正 後	改 正 前
(188 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(初葉)) 「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の記載要領(1) 1 この書類(初葉及び次葉)は、次に掲げる区分によりその旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。 (1) 完全支配関係(完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出する場合) 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合(法4の3⑫) ◇提出法人: ① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人 ② 当該連結子法人となる法人 ◇提出期限: 完全支配関係を有することとなった日以後遅滞なく ◇提出先: ① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長 ② 当該連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長(当該連結子法人となる法人が、法人税法第4条の2の承認を受けた後にあっては、当該連結子法人となる法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長) ◇提出部数: 3通(連結子法人となる法人が提出する場合には、1通(当該連結子法人となる法人が調査課所管の場合には、2通)) ◇添付書類: ① 出資関係図(この書類の提出時における連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図) ② グループ一覧(この書類の提出時における連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表) (注) 「連結納税の承認の申請書(次葉)」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。 (2) 加入時期の特例(連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出する場合) 連結子法人となる法人が、連結親法人事業年度又は連結申請特例年度の中途において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった場合で連結納税への加入時期の特例を適用する場合(法14⑫) ◇提出法人: 当該連結子法人となる法人 ◇提出期限: 当該連結子法人となる法人の加入日の前日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限 ◇提出先: 当該連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長 ◇提出部数: 1通(当該連結子法人が調査課所管である場合は2通) 上記(2)の書類の提出に当たっては、完全支配関係を有することが前提となるため、(1)の書類と同時に又は(1)の書類の提出後(2)の書類の提出期限までに提出する必要があります。 なお、同時に提出する場合は、書類(初葉)の標題及び「適用区分」欄の該当する□にレ印を付してください。 2 各欄の記載要領 (1) 書類(初葉)の上欄の「提出法人」、「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する□にレ印を付すとともに、当該法人の法人名等を記載し、書類(次葉)の「法人名」欄には、提出法人の法人名を記載してください。 (注) 上欄及び下欄の「納税地」欄は、記載する法人が連結子法人となる法人の場合で法人税法第4条の2の承認を受けた後にあっては、当該連結子法人となる法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 (2) 標題は、提出する書類の該当する□にレ印を付してください。 (3) 「適用区分」欄は、この書類を提出するに当たり該当する□にレ印を付してください。 (4) 「完全支配関係を有することとなった日(加入日)」欄は、完全支配関係を有することとなった日を記載してください。 (5) 書類(初葉)の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の完全支配関係の相手方の法人名等を記載してください。 (注) 提出法人が連結親法人又は連結親法人となる法人の場合は、連結子法人となる法人について記載し、逆に連結子法人となる法人の場合は、連結親法人又は連結親法人となる法人について記載してください。 (6) 「連結子法人となる法人の発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2(発行済株式等の状況)」に記載してこの書類に添付してください。 (7) 「3 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄は、備付け・保存している帳簿書類が該当する□にレ印を付してください。また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳票形態」欄は「帳簿記帳」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記帳時期」欄は「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載してください。 (8) 「4 添付書類」欄は、この書類に添付した書類の番号を○で囲んでください。 (9) 「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10) 「※」欄は、記載しないでください。	(175 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(初葉)) 「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の記載要領(1) 1 この書類(初葉及び次葉)は、次に掲げる区分によりその旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。 (1) 完全支配関係(完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出する場合) 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合(法4の3⑫) ◇提出法人: ① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人 ② 当該連結子法人となる法人 ◇提出期限: 完全支配関係を有することとなった日以後遅滞なく ◇提出先: ① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長 ② 当該連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長(当該連結子法人となる法人が、法人税法第4条の2の承認を受けた後にあっては、当該連結子法人となる法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長) ◇提出部数: 3通(連結子法人となる法人が提出する場合には、1通(当該連結子法人となる法人が調査課所管の場合には、2通)) ◇添付書類: ① 出資関係図(この書類の提出時における連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図) ② グループ一覧(この書類の提出時における連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表) (注) 「連結納税の承認の申請書(次葉)」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。 (2) 加入時期の特例(連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出する場合) 連結子法人となる法人が、連結親法人事業年度又は連結申請特例年度の中途において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった場合で連結納税への加入時期の特例を適用する場合(法14⑫) ◇提出法人: 当該連結子法人となる法人 ◇提出期限: 当該連結子法人となる法人の加入日の前日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限 ◇提出先: 当該連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長 ◇提出部数: 1通(当該連結子法人が調査課所管である場合は2通) 上記(2)の書類の提出に当たっては、完全支配関係を有することが前提となるため、(1)の書類と同時に又は(1)の書類の提出後(2)の書類の提出期限までに提出する必要があります。 なお、同時に提出する場合は、書類(初葉)の標題及び「適用区分」欄の該当する□にレ印を付してください。 2 各欄の記載要領 (1) 書類(初葉)の上欄の「提出法人」、「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する□にレ印を付すとともに、当該法人の法人名等を記載し、書類(次葉)の「法人名」欄には、提出法人の法人名を記載してください。 (注) 上欄及び下欄の「納税地」欄は、記載する法人が連結子法人となる法人の場合で法人税法第4条の2の承認を受けた後にあっては、当該連結子法人となる法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 (2) 標題は、提出する書類の該当する□にレ印を付してください。 (3) 「適用区分」欄は、この書類を提出するに当たり該当する□にレ印を付してください。 (4) 「完全支配関係を有することとなった日(加入日)」欄は、完全支配関係を有することとなった日を記載してください。 (5) 書類(初葉)の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の完全支配関係の相手方の法人名等を記載してください。 (注) 提出法人が連結親法人又は連結親法人となる法人の場合は、連結子法人となる法人について記載し、逆に連結子法人となる法人の場合は、連結親法人又は連結親法人となる法人について記載してください。 (6) 「連結子法人となる法人の発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2(発行済株式等の状況)」に記載してこの書類に添付してください。 (7) 「3 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄は、備付け・保存している帳簿書類が該当する□にレ印を付してください。また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳票形態」欄は「帳簿記帳」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記帳時期」欄は「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載してください。 (8) 「4 添付書類」欄は、この書類に添付した書類の番号を○で囲んでください。 (9) 「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10) 「※」欄は、記載しないでください。

改正後		改正前					
(189 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(次葉))		(176 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(次葉))					
完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(次葉)		完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(次葉)					
<table><tr><td>法人名</td><td></td></tr></table>		法人名		<table><tr><td>法人名</td><td></td></tr></table>		法人名	
法人名							
法人名							
5 連結納税への加入時期の特例を適用する旨の記載事項 次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。 ☐ 法人税法第 14 条第 2 項(連結納税への加入時期の特例)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。 加入日の前日の属する： 初日 平成 年 月 日 末日 平成 年 月 日 月 次 決 算 期 間 連結子法人適用開始年度： 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 6 その他参考事項（連結子法人となる法人の区分等） 法人税法第 4 条の 3 第 6 項（設立事業年度等の承認申請特例）の適用を受ける場合で次のいずれかの法人に該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生ずる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。 法人の区分： ☐ 時価評価法人（法人税法第 4 条の 3 第 9 項又は第 11 項） ☐ 関連法人（時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人） 連結子法人適用開始年度： 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		5 連結納税への加入時期の特例を適用する旨の記載事項 次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。 ☐ 法人税法第 14 条第 2 項(連結納税への加入時期の特例)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。 加入日の前日の属する： 初日 平成 年 月 日 末日 平成 年 月 日 月 次 決 算 期 間 連結子法人適用開始年度： 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 6 その他参考事項（連結子法人となる法人の区分等） 法人税法第 4 条の 3 第 6 項（設立事業年度等の承認申請特例）の適用を受ける場合で次のいずれかの法人に該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生ずる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。 法人の区分： ☐ 時価評価法人（法人税法第 4 条の 3 第 9 項又は第 11 項） ☐ 関連法人（時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人） 連結子法人適用開始年度： 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日					
(規格 A 4)		(規格 A 4)					
27.06 改正		22.06 改正					

改 正 後	改 正 前
(189 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(次葉)) 「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の記載要領(2) 3 連結納税への加入時期の特例を適用する旨の記載事項 連結子法人となる法人が、法人税法第 14 条第 2 項に規定する加入時期の特例の適用を受けようとする場合に記載してください。 なお、提出法人が連結親法人又は連結予定親法人の場合は、連結子法人となる法人の法人税法第 14 条第 2 項に規定する加入時期の特例の適用状況を記載してください。 <u>(削 除)</u>	(176 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(次葉)) 「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の記載要領(2) 3 連結納税への加入時期の特例を適用する旨の記載事項 連結子法人となる法人が、法人税法第 14 条第 2 項に規定する加入時期の特例の適用を受けようとする場合に記載してください。 なお、提出法人が連結親法人又は連結予定親法人の場合は、連結子法人となる法人の法人税法第 14 条第 2 項に規定する加入時期の特例の適用状況を記載してください。 <u>4 その他事項</u> 時価評価に関して、平成 18 年改正前の法人税法第 61 条の 11 第 1 項第 6 号（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）又は同法第 61 条の 12 第 1 項第 4 号（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）の規定により時価評価を要しない法人に該当するには、「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を所定の提出期限までに提出する必要があることにご注意ください。

改正後

(190 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

※ 整理 番 号

※ 連結グループ整理番号

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

提出法人

☐ 連結親法人

☐ 連結子法人となる法人

☐ 連結親法人となる法人

納税地

(フリガナ)

法人名

法人番号

(フリガナ)

代表者氏名

事業種目

資本金又は出資金の額

電話 () -

業

円

法人税法施行令第14条の9第2項に規定する書類を提出します。

区分及びその事由

が 生 じ た 日

☐ 連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合
連結完全支配関係を有しなくなった日 平成 年 月 日

☐ 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合
完全支配関係を有しなくなった日 平成 年 月 日

☐ 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合
連結子法人がなくなった日 平成 年 月 日

連結完全支配関係等の相手方

(フリガナ)

法人名

納税地

(フリガナ)

代表者氏名

事業種目

資本金又は出資金の額

※ 税務署

署 名

整理番号

部 門

決 算 期

業 種 番 号

備 考

円

事由の発生
の
基
因
と
な
っ
た
事
実

連結子法人又は連結子法人となる法人の
主 要 株 主 等 の 状 況

付表3 (連結子法人等の主要株主等の状況) のとおり

税 理 士 署 名 押 印

※税務署
処理欄

部 門

決 算 期

業 種
番 号

番 号

入 力

適 用
状 態

1 連結申請中
2 連結承認
3 取りやめ

備 考

27.06 改正

離脱

改正前

(177 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

※ 整理 番 号

※ 連結グループ整理番号

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿

提出法人

☐ 連結親法人

☐ 連結子法人となる法人

☐ 連結親法人となる法人

(フリガナ)

法 人 名

納税地

(フリガナ)

代表者氏名

事業種目

資本金又は出資金の額

電話 () -

業

円

法人税法施行令第14条の9第2項に規定する書類を提出します。

区分及びその事由

が 生 じ た 日

☐ 連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合
連結完全支配関係を有しなくなった日 平成 年 月 日

☐ 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合
完全支配関係を有しなくなった日 平成 年 月 日

☐ 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合
連結子法人がなくなった日 平成 年 月 日

連結完全支配関係等の相手方

(フリガナ)

法 人 名

納税地

(フリガナ)

代表者氏名

事業種目

資本金又は出資金の額

※ 税務署

署 名

整理番号

部 門

決 算 期

業 種 番 号

備 考

円

事由の発生
の
基
因
と
な
っ
た
事
実

連結子法人又は連結子法人となる法人の
主 要 株 主 等 の 状 況

付表3 (連結子法人等の主要株主等の状況) のとおり

税 理 士 署 名 押 印

※税務署
処理欄

部 門

決 算 期

業 種
番 号

入 力

適 用
状 態

1 連結申請中
2 連結承認
3 取りやめ

備 考

25.06 改正

離脱

改 正 後	改 正 前
(190 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類) 「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の記載要領 1 この書類は、法人税法施行令第 14 条の 9 第 2 項の規定により、次の法人（連結納税の承認の取消しの処分通知を受けた法人及び連結納税の取りやめの承認を受けた法人を除く。）がそれぞれに掲げる事実が生じた旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。 なお、提出法人及び提出期限等はそれぞれ次に掲げるとおりです。 (1) 連結子法人が、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合（令 14 の 9 ②一） ◇提出法人：当該連結親法人及び当該連結子法人 ◇提出期限：連結完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく ◇提出先：① 当該連結親法人の納税地の所轄税務署長 ② 当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長 ◇提出部数：3 通（連結子法人が提出する場合には、1 通（当該連結子法人が調査課所管である場合には、2 通）） (2) 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合（令 14 の 9 ②二） ◇提出法人：① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人 ② 当該連結子法人となる法人 ◇提出期限：完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく ◇提出先：それぞれの法人の納税地の所轄税務署長 ◇提出部数：3 通（連結子法人となる法人が提出する場合には、1 通（当該連結子法人となる法人が調査課所管である場合には、2 通）） (3) 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合（令 14 の 9 ②三） ◇提出法人：当該連結親法人 ◇提出期限：連結子法人がなくなった日以後遅滞なく ◇提出先：当該連結親法人の納税地の所轄税務署長 ◇提出部数：3 通 2 添付書類 この書類の提出が上記 1 (1) 及び (2) に該当し、連結親法人又は連結親法人となる法人による提出となる場合には次の書類を各 3 通添付してください。 (1) 出資関係図（この書類の提出時における連結子法人に対する持株割合を記載した出資関係図） (2) グループ一覧（この書類の提出時における連結親法人及び全ての連結子法人等を記載した一覧表） (注) 「連結納税の承認の申請書（次葉）」の裏面の記載要領 (2) の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。 3 各欄の記載要領 (1) この書類の上欄の「<u>納税地</u>」、「<u>法人名</u>」、「<u>法人番号</u>」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載してください。 (注) 1 上欄及び下欄の「<u>納税地</u>」欄は、記載する法人が連結子法人にあっては、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 2 連結子法人又は連結子法人となる法人が合併により連結完全支配関係等を有しなくなった場合には、次の区分に応じて、次に掲げる事項を追加して記載してください。 (1) 連結子法人又は連結子法人となる法人を合併法人とする合併の場合 （連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合） 「連結完全支配関係等の相手方」の「<u>法人名</u>」欄……合併法人である旨の「（合併法人）」 「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「（被合併法人）」、同法人に係る「<u>法人名</u>」、「<u>納税地</u>」及び「代表者氏名」 （合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人が提出する場合） 「提出法人」の「<u>法人名</u>」欄……合併法人である旨の「（合併法人）」 「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「（被合併法人）」、同法人に係る「<u>法人名</u>」、「<u>納税地</u>」及び「代表者氏名」 (2) 連結子法人又は連結子法人となる法人を被合併法人とする合併の場合 （連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合） 「連結完全支配関係等の相手方」の「<u>法人名</u>」欄……被合併法人である旨の「（被合併法人）」 「事由の発生の基因となった事実」欄……合併法人である旨の「（合併法人）」、同法人に係る「<u>法人名</u>」、「<u>納税地</u>」及び「代表者氏名」 （被合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人に代わり合併法人が提出する場合） 「提出法人」の「<u>法人名</u>」欄……合併法人である旨の「（合併法人）」 「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「（被合併法人）」、同法人に係る「<u>法人名</u>」、「<u>納税地</u>」及び「代表者氏名」 (2) 「区分及びその事由が生じた日」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、連結完全支配関係を有しなくなった日等を記載してください。 (3) この書類の下欄の「<u>法人名</u>」、「<u>納税地</u>」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の連結完全支配関係等の相手方の法人名等を記載してください。 なお、上記 1 (3) による提出の場合には記載不要です。 (4) 「事由の発生の基因となった事実」欄は、1 に掲げる事由の発生の基因となった事実（例えば、株式の譲渡により連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなったためなど）を記載してください。 また、当該事由が発生した直後における当該連結子法人又は当該連結子法人となる法人の主要株主等の状況を「付表 3（連結子法人等の主要株主等の状況）」に記載してこの書類に添付してください。 (5) 「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (6) 「※」欄は、記載しないでください。	(177 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類) 「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の記載要領 1 この書類は、法人税法施行令第 14 条の 9 第 2 項の規定により、次の法人（連結納税の承認の取消しの処分通知を受けた法人及び連結納税の取りやめの承認を受けた法人を除く。）がそれぞれに掲げる事実が生じた旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。 なお、提出法人及び提出期限等はそれぞれ次に掲げるとおりです。 (1) 連結子法人が、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合（令 14 の 9 ②一） ◇提出法人：当該連結親法人及び当該連結子法人 ◇提出期限：連結完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく ◇提出先：① 当該連結親法人の納税地の所轄税務署長 ② 当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長 ◇提出部数：3 通（連結子法人が提出する場合には、1 通（当該連結子法人が調査課所管である場合には、2 通）） (2) 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合（令 14 の 9 ②二） ◇提出法人：① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人 ② 当該連結子法人となる法人 ◇提出期限：完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく ◇提出先：それぞれの法人の納税地の所轄税務署長 ◇提出部数：3 通（連結子法人となる法人が提出する場合には、1 通（当該連結子法人となる法人が調査課所管である場合には、2 通）） (3) 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合（令 14 の 9 ②三） ◇提出法人：当該連結親法人 ◇提出期限：連結子法人がなくなった日以後遅滞なく ◇提出先：当該連結親法人の納税地の所轄税務署長 ◇提出部数：3 通 2 添付書類 この書類の提出が上記 1 (1) 及び (2) に該当し、連結親法人又は連結親法人となる法人による提出となる場合には次の書類を各 3 通添付してください。 (1) 出資関係図（この書類の提出時における連結子法人に対する持株割合を記載した出資関係図） (2) グループ一覧（この書類の提出時における連結親法人及び全ての連結子法人等を記載した一覧表） (注) 「連結納税の承認の申請書（次葉）」の裏面の記載要領 (2) の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。 3 各欄の記載要領 (1) この書類の上欄の「<u>法人名</u>」、「<u>納税地</u>」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載してください。 (注) 1 上欄及び下欄の「<u>納税地</u>」欄は、記載する法人が連結子法人にあっては、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 2 連結子法人又は連結子法人となる法人が合併により連結完全支配関係等を有しなくなった場合には、次の区分に応じて、次に掲げる事項を追加して記載してください。 (1) 連結子法人又は連結子法人となる法人を合併法人とする合併の場合 （連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合） 「連結完全支配関係等の相手方」の「<u>法人名</u>」欄……合併法人である旨の「（合併法人）」 「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「（被合併法人）」、同法人に係る「<u>法人名</u>」、「<u>納税地</u>」及び「代表者氏名」 （合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人が提出する場合） 「提出法人」の「<u>法人名</u>」欄……合併法人である旨の「（合併法人）」 「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「（被合併法人）」、同法人に係る「<u>法人名</u>」、「<u>納税地</u>」及び「代表者氏名」 (2) 連結子法人又は連結子法人となる法人を被合併法人とする合併の場合 （連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合） 「連結完全支配関係等の相手方」の「<u>法人名</u>」欄……被合併法人である旨の「（被合併法人）」 「事由の発生の基因となった事実」欄……合併法人である旨の「（合併法人）」、同法人に係る「<u>法人名</u>」、「<u>納税地</u>」及び「代表者氏名」 （被合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人に代わり合併法人が提出する場合） 「提出法人」の「<u>法人名</u>」欄……合併法人である旨の「（合併法人）」 「事由の発生の基因となった事実」欄……被合併法人である旨の「（被合併法人）」、同法人に係る「<u>法人名</u>」、「<u>納税地</u>」及び「代表者氏名」 (2) 「区分及びその事由が生じた日」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、連結完全支配関係を有しなくなった日等を記載してください。 (3) この書類の下欄の「<u>法人名</u>」、「<u>納税地</u>」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の連結完全支配関係等の相手方の法人名等を記載してください。 なお、上記 1 (3) による提出の場合には記載不要です。 (4) 「事由の発生の基因となった事実」欄は、1 に掲げる事由の発生の基因となった事実（例えば、株式の譲渡により連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなったためなど）を記載してください。 また、当該事由が発生した直後における当該連結子法人又は当該連結子法人となる法人の主要株主等の状況を「付表 3（連結子法人等の主要株主等の状況）」に記載してこの書類に添付してください。 (5) 「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (6) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(193) 連結納税の承認の取消通知書

納所 税在 地地		(記 号 番 号) 平成 年 月 日
法 人 名		
代氏 表 者名	殿	

国 税 庁 長 官

連結納税の承認の取消通知書

貴法人について、次のとおり法人税法第4条の5第1項第 号に掲げる事実があること
から、同項の規定に基づき連結納税の承認を取り消したので通知します。

(取消処分の基因となった事実)

(規格 A 4)

27.06 改正

27.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(180)

連結納税の承認の取消通知書

納所
税在
地地

法人名

代氏
表者名

殿

(記号番号)
平成年月日

国 税 庁 長 官

連結納税の承認の取消通知書

貴法人の連結納税の承認は、次の事実が法人税法第4条の5第1項第 号に該当する
ので、これを取り消したから通知します。

(取消処分の基因となった事実)

(規格A4)

17.03改正

17.03 改正

(規格 A 4)

改正後															改正前																																												
(194 連結納税の取りやめの承認の申請書(初葉))																														(181 連結納税の取りやめの承認の申請書(初葉))																													
連結納税の取りやめの承認の申請書 (初葉)															※ 整理番号				親		連結納税の取りやめの承認の申請書 (初葉)															※ 整理番号				親																			
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長経由 国税庁長官 殿															連 結 親 法 人	申 請 法 人	納 税 地		〒																																								
																	(フリガナ)		電話() -																																								
																	法 人 名																																										
																	法 人 番 号																																										
																	(フリガナ)																																										
																	代 表 者 氏 名		⑩																																								
																	事 業 種 目		業																																								
資 本 金 又 は 出 資 金 の 額		円																																																									
連 結 子 法 人		次業のとおり (子法人数 法人)																																																									
法人税法第4条の2の規定の適用を受けることをやめたいので、同法第4条の5第4項の規定により申請します。																																																											
1 連結納税を取りやめる理由																																																											
2 連結親法人が連結納税の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日																																																											
平成 年 月 日																																																											
3 添付書類 (1) 出資関係図 (2) グループ一覧																																																											
税 理 士 署 名 押 印															⑩																																												
※税務署 処理欄		部門				決算 期				業種 番号				番号				入力				備考				規格A4																																	
27.06改正																																																											
連結納税の取りやめの承認の申請書 (初葉)															※ 整理番号				親		連結納税の取りやめの承認の申請書 (初葉)															※ 整理番号				親																			
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長経由 国税庁長官 殿															連 結 親 法 人	申 請 法 人	(フリガナ) 法 人 名																																										
																	納 税 地		〒																																								
																	(フリガナ)		電話() -																																								
																	代 表 者 氏 名		⑩																																								
																	事 業 種 目		業																																								
																	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額		円																																								
																	連 結 子 法 人		次業のとおり (子法人数 法人)																																								
法人税法第4条の2の規定の適用を受けることをやめたいので、同法第4条の5第4項の規定により申請します。																																																											
1 連結納税を取りやめる理由																																																											
2 連結親法人が連結納税の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日																																																											
平成 年 月 日																																																											
3 添付書類 (1) 出資関係図 (2) グループ一覧																																																											
税 理 士 署 名 押 印															⑩																																												
※ 税 務 署 処 理 欄		部門				決算 期				業種 番号				番号				入力				備考				規格A4																																	
15.03																																																											

(195 連結納税の取りやめの承認の申請書(次葉))

連結納税の取りやめの承認の申請書(次葉)

※整理番号

※ 連結グループ整理番号

子

連 結 子 法 人	本店又は主たる 事務所の所在地	※	署 名
	電話 () -	部 門	
	(フリガナ)	税 務 署	決 算 期
	法 人 名	処 理	業 種 番 号
	法 人 番 号	業 欄	入 力
	(フリガナ)		備 考
	代 表 者 氏 名	円	
事 業 種 目			
資 本 金 又 は 出 資 金 額	円		

4 連結子法人が連結納税の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日

平成 年 月 日

5 連結子法人の事業年度： 自 月 日 至 月 日

参 考 事 項

※ 稅 務 署 處 理 欄	回 付 先	□ 親 署 ⇒ 子 署 □ 子 署 ⇒ 調 査 課		
	連結親法人名	所轄局署	局 署	
	備 考			

27.06 改正

(規格 A 4)

(182 連結納税の取りやめの承認の申請書(次葉))

連結納税の取りやめの承認の申請書(次葉)

※整理番号

※連結グループ整理番号

③

連 結 子 法 人	(フリガナ)	※	署 名	
	法 人 名	税	部 門	
	本店又は主たる 事務所の所在地	務	決 算 期	
	(フリガナ)	署	業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名	処	入 力	
	事 業 種 目	業	備 考	
資 本 金 又 は 出 資 金 額	円	欄		

4 連結子法人が連結納税の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日

平成 年 月 日

5 連結子法人の事業年度： 自 月 日 至 月 日

参 考 事 項

※ 稅 務 署 處 理 欄	回 付 先	□ 親 署 ⇒ 子 署 □ 子 署 ⇒ 調 查 課		
	連結親法人名	所轄局署	局	署
	備 考			

15.03

(規格 A 4)

後

(平成 26 年 10 月 1 日前開始連結事業年度用)

税 惠 出 署 名 押 印	
------------------	--

前

除く。) である連結法人の分)

稅 署 名 押 印	
-----------------------	---

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く)である連結法人の分…平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

改 正 後	改 正 前
(197 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分） （平成 26 年 10 月 1 日前開始連結事業年度用） 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の記載要領 この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項《復興特別法人税申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 なお、当該連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものととして取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。 （注）個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。 1 提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。 （注）連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。 2 各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二(一)各連結事業年度の連結所得に係る申告書―普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。 3 添付書類 この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書	(184 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分） 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の記載要領 この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項《復興特別法人税申告書の添付書類》の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 なお、当該連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものととして取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。 （注）個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。 1 提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。 （注）連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。 2 各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二(一)各連結事業年度の連結所得に係る申告書―普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。 3 添付書類 この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改 正 後

(197-2 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書一連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分）
（平成 26 年 10 月 1 日以後開始連結事業年度用）


平成 年 月 日

所在地

電話() -

フリガナ

連絡先法人名

フリガナ

代表者
印押印

代表者
住所

代表者
氏名及び
氏名及び
氏名及び

事業種目

事業種目の
基本金の額又は
当資金の額

同非区分

経理責任者
自署押印

田所在地及び
田區込名

送付書類

領引部

一連番号

整理番号

連絡事項(支)

売上金額

届出年月日

申告区分

通信日付印

承認印

印

受領書

平成 年 月 日

連結事業年度分の

申告に係る届出書

翌年以降 送付要否	要	否
税理士法第30条 の書面提出有	有	否

[illegible]

27.04

士印
理押
署名

改 正 前

(184-2) 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書一連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分）


 平成 年 月 日
 税務署長殿

所在地	事業種目	国		都道府県		市町村		郵便番号		個別届風		一連番号	
		〒											
通 信 法 人 名	通 信 販 売 業 者 名	同 非 区 分		特 定 通 信 業 者 法 人 有 限 公 司		可 販 売 社		同 販 売 社		整理番号			
代 表 者 自 署 押 印	専 門 責 任 者 自 署 押 印	同 非 区 分		特 定 通 信 業 者 法 人 有 限 公 司		可 販 売 社		同 販 売 社		通 信 事 業 年 度 (元 年)			
代 表 者 住 所	旧 所 在 地 及 び 旧 法 人 名	同 非 区 分		特 定 通 信 業 者 法 人 有 限 公 司		可 販 売 社		同 販 売 社		売上金額			
通 信 販 売 人 名 及 び 納 税 地	派 付 書 期	同 非 区 分		特 定 通 信 業 者 法 人 有 限 公 司		可 販 売 社		同 販 売 社		届 出 年 月 日			
		同 非 区 分		特 定 通 信 業 者 法 人 有 限 公 司		可 販 売 社		同 販 売 社		申告 区 分		行 庁 区 別 寄 附 金 寄 附 区 分	
		同 非 区 分		特 定 通 信 業 者 法 人 有 限 公 司		可 販 売 社		同 販 売 社		通 信 日 付 印		年 月 日	
		同 非 区 分		特 定 通 信 業 者 法 人 有 限 公 司		可 販 売 社		同 販 売 社		年 月 日		年 月 日	

平成 年 月 日

連結事業年度分の

申告に係る届出書

翌年以降 送付要否	☒	☐
税理士法第30条 の書面提出有	☒	☐

親 引 所 得 金 額 又 は 親 引 欠 損 金 額 (イ) + (ロ)		十 千 百 千	円	連 結 欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 の 親 引 帰 属 額		十 千 百 千	円
(イ)	親引所得金額(第13条第1項第1号) 第13条第2項第1号第1号			連結法人親引帰属額 (12) - (13)			
(ロ)	親引所得金額(第13条第1項第2号) 第13条第2項第1号第2号			この よ り の 繰 出 が あ る 前 の 修 正 正 当 な 場 合 等	親引所得金額又は 親引欠損金 課税額(第13条第1項第1号) 課税額(第13条第1項第2号) 連結法人親引帰属額 (14) - (15)		
第13条第1項第1号第1号	親引所得金額(第13条第1項第1号) 第13条第2項第1号第1号			この繰出の額により 生じた増減額により 増加又は減少した 連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第1項第1号第2号	親引所得金額(第13条第1項第1号) 第13条第2項第1号第2号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第1項第2号	親引所得金額(第13条第1項第2号) 第13条第2項第1号第2号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第1号第1号	親引所得金額(第13条第2項第1号第1号) 第13条第2項第1号第1号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第1号第2号	親引所得金額(第13条第2項第1号第2号) 第13条第2項第1号第2号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第2号	親引所得金額(第13条第2項第2号) 第13条第2項第2号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第3号	親引所得金額(第13条第2項第3号) 第13条第2項第3号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第4号	親引所得金額(第13条第2項第4号) 第13条第2項第4号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第5号	親引所得金額(第13条第2項第5号) 第13条第2項第5号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第6号	親引所得金額(第13条第2項第6号) 第13条第2項第6号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第7号	親引所得金額(第13条第2項第7号) 第13条第2項第7号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第8号	親引所得金額(第13条第2項第8号) 第13条第2項第8号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第9号	親引所得金額(第13条第2項第9号) 第13条第2項第9号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第10号	親引所得金額(第13条第2項第10号) 第13条第2項第10号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第11号	親引所得金額(第13条第2項第11号) 第13条第2項第11号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第12号	親引所得金額(第13条第2項第12号) 第13条第2項第12号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第13号	親引所得金額(第13条第2項第13号) 第13条第2項第13号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第14号	親引所得金額(第13条第2項第14号) 第13条第2項第14号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第15号	親引所得金額(第13条第2項第15号) 第13条第2項第15号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第16号	親引所得金額(第13条第2項第16号) 第13条第2項第16号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第17号	親引所得金額(第13条第2項第17号) 第13条第2項第17号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第18号	親引所得金額(第13条第2項第18号) 第13条第2項第18号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第19号	親引所得金額(第13条第2項第19号) 第13条第2項第19号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第20号	親引所得金額(第13条第2項第20号) 第13条第2項第20号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第21号	親引所得金額(第13条第2項第21号) 第13条第2項第21号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第22号	親引所得金額(第13条第2項第22号) 第13条第2項第22号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第23号	親引所得金額(第13条第2項第23号) 第13条第2項第23号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第24号	親引所得金額(第13条第2項第24号) 第13条第2項第24号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第25号	親引所得金額(第13条第2項第25号) 第13条第2項第25号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第26号	親引所得金額(第13条第2項第26号) 第13条第2項第26号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第27号	親引所得金額(第13条第2項第27号) 第13条第2項第27号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第28号	親引所得金額(第13条第2項第28号) 第13条第2項第28号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第29号	親引所得金額(第13条第2項第29号) 第13条第2項第29号			連結法人親引帰属額 (14) - (15)			
第13条第2項第30号	親引所得						

26.10

稅	理	士
署	名	印

